

御代田町障がい者計画

御代田町第6期障がい福祉計画

御代田町第2期障がい児福祉計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3（2021）年3月

御代田町

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3

## 第2章 障がい者の動向

1 人口の状況 .....	4
2 障がい者の状況 .....	5
(1) 身体障がい者の状況 .....	6
(2) 知的障がい者の状況 .....	9
(3) 精神障がい者の状況 .....	11
(4) 難病患者の状況 .....	13
(5) 障がい福祉サービス等支給決定者数、給付費の状況 .....	14
(6) 障がい児の就学・療育・乳幼児健診状況 .....	16
(7) 手当受給者の状況 .....	16

## 第3章 障がい者福祉の課題と施策

1 基本理念と基本目標 .....	17
2 今後取り組む施策 .....	18
(1) 障がいに対する理解への啓発活動の促進 .....	18
(2) 自立した生活の支援 .....	19
(3) 生活環境 .....	21
(4) 療育・教育 .....	22
(5) 雇用・就業 .....	23
(6) 保健・医療 .....	23
(7) 成年後見制度利用促進に関する施策 .....	24

## 第4章 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービスの実績と見込量

1 第6期障がい福祉計画の成果目標 .....	27
(1) 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行 .....	27
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	28
(3) 福祉施設から一般就労への移行等 .....	29
(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	30
(5) 相談支援体制の充実・強化等 .....	30
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	31
2 第2期障がい児福祉計画の成果目標 .....	32
3 サービスの見込量及び提供体制確保 .....	33
(1) 障がい者・障がい児を対象としたサービスの体系 .....	33
(2.1) 障がい者支援の必要量見込 .....	39
(2.2) 障がい児支援の必要量見込 .....	43
(2.3) 発達障がい者等に対する支援 .....	44
(3) 地域生活支援事業の見込量と確保策 .....	45

### 資料編

アンケート調査 .....	47
---------------	----

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

国では、平成23年に、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正しました。平成25年4月には、これまでの「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。障害者総合支援法では、障害者自立支援法においては対象となっていなかった難病が障がいとして認められ、障がいの程度(重さ)ではなく、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の必要の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が導入されました。

平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者への虐待の禁止や、国と地方公共団体の責務が定められました。平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立（平成28年施行）し、障がい者に対する不当な差別的取扱い、そして合理的配慮の提供が定められました。

その後、平成28年には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正、「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）の施行など、障がい者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために必要な施策の充実が図られています。

さらに、平成25年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成28年4月から施行され、雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることになるなど、様々な改革が行われています。

本計画は、このような改革を踏まえたうえで、「御代田町第5次長期振興計画」における基本構想である「町民誰もが希望と安心の持てるまちづくり」を目指し、成果目標や活動指標、サービスの見込量などの目標を設定し、令和3年度から5年度までの3年間の御代田町障がい者計画、御代田町第6期障がい福祉計画、御代田町第2期障がい児福祉計画を策定するものです。

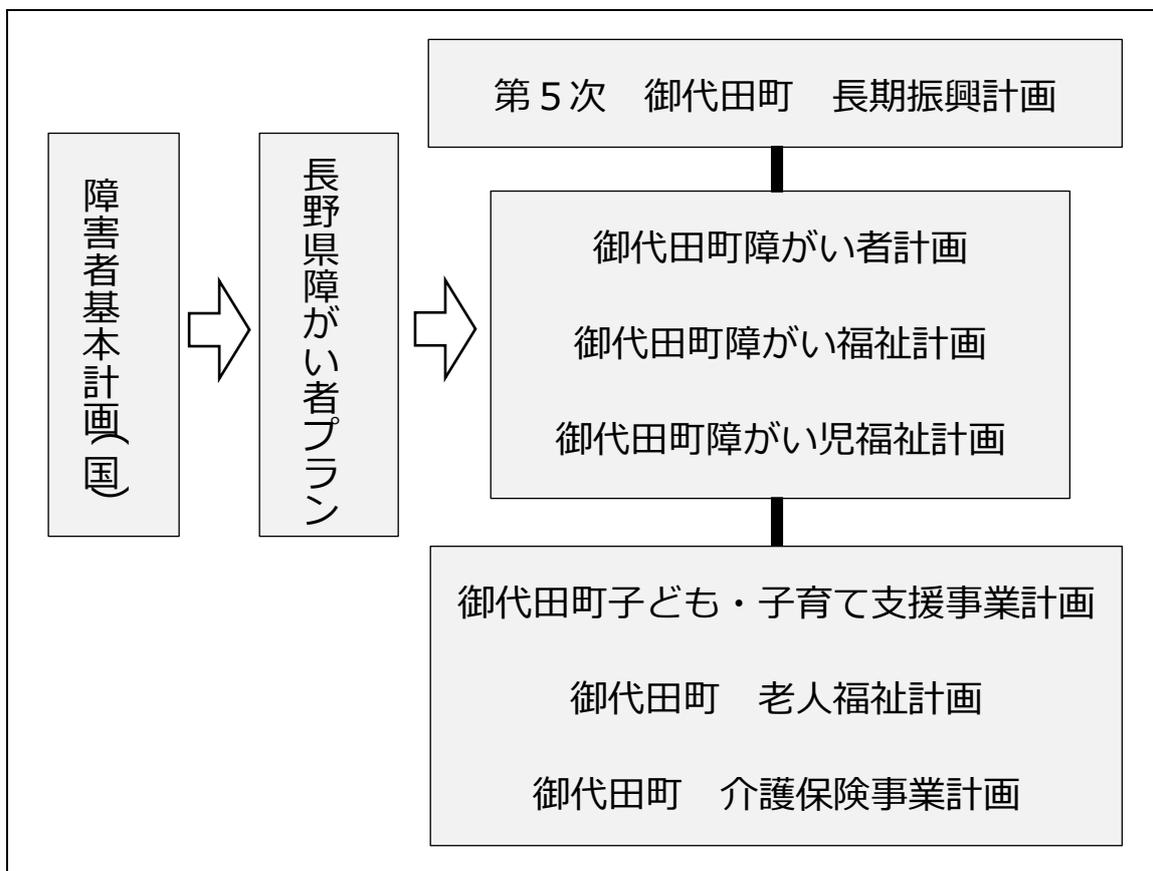
## 2 計画の位置づけ

「御代田町障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条 3 項の規定に基づく「障害者のための施策に関する基本的な計画」を定めたものです。

「御代田町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」を定めたものであり、御代田町における障がい福祉サービスや相談支援等の具体的な数値目標などを定めています。

「御代田町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」を定めたものであり、御代田町における障がい児の通所サービスや相談支援等の具体的な数値目標などを定めています。

なお、本計画は国の障害者基本計画、長野県の障がい者プランを踏まえ、第 5 次御代田町長期振興計画等と調和が保たれるものとします。また、障がい者計画は成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「御代田町成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。



### 3 計画の期間

国が策定する第4次障害者基本計画の期間は、平成30年度から令和4年度まで、長野県が策定する障がい者プラン2018の期間は平成30年度から令和5年度までとなっています。

御代田町障がい者計画・御代田町第6期障がい者福祉計画・御代田町第2期障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
国の計画	第4次障害者基本計画					
長野県の計画	障がい者プラン2018					
御代田町の計画	御代田町障がい者計画		御代田町障がい者計画			
	御代田町第5期障がい福祉計画		御代田町第6期障がい福祉計画			
	御代田町第1期障がい児福祉計画		御代田町第2期障がい児福祉計画			

障がい者の表記に関して

本計画では、「障害」の表記を「障がい」としますが、法令や制度については「障害」と表記します。

## 第2章 障がい者の動向

### 1 人口の状況

総人口は、平成28年から年々増加傾向であり、5年間で239人増加しました。

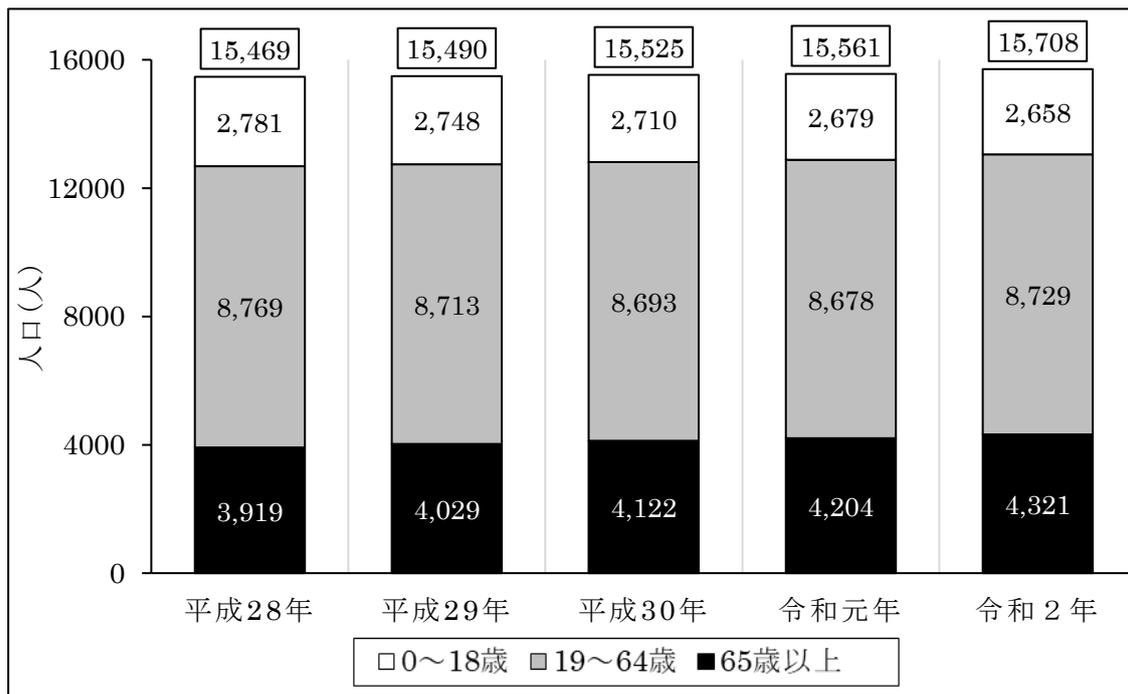
内訳をみると、0～18歳、19～64歳の割合は減少している一方、65歳以上の割合は増加しており、高齢化が進行している状況です。

【人口の推移】

(単位:人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	15,469	15,490	15,525	15,561	15,708
0～18歳	2,781 (18.0%)	2,748 (17.8%)	2,710 (17.5%)	2,679 (17.2%)	2,658 (16.9%)
19～64歳	8,769 (56.7%)	8,713 (56.2%)	8,693 (56.0%)	8,678 (55.8%)	8,729 (55.6%)
65歳以上	3,919 (25.3%)	4,029 (26.0%)	4,122 (26.5%)	4,204 (27.0%)	4,321 (27.5%)

(各年4月1日現在)



## 2 障がい者の状況

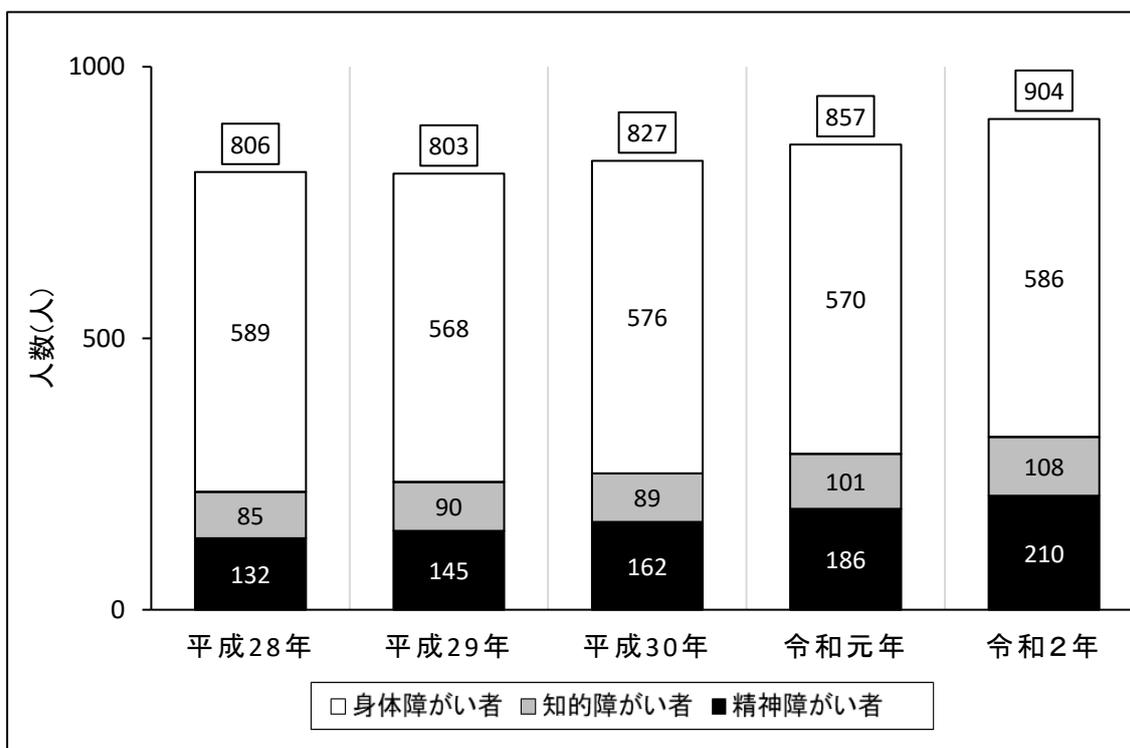
平成 28 年から令和 2 年にかけて、身体障がい者の人数はほぼ一定である一方、知的障がい者・精神障がい者の人数は増加傾向であり、全体数では年々増加しています。人口に占める割合は約 5～6%であり、増加傾向となっています。

【総人口、障がい者総数の推移】

(単位:人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	15,469	15,490	15,525	15,561	15,708
障がい者総数	806	803	827	857	904
身体障がい者	589	568	576	570	586
知的障がい者	85	90	89	101	108
精神障がい者	132	145	162	186	210
人口に占める割合	5.2%	5.2%	5.3%	5.5%	5.8%

(各年 4 月 1 日現在)



(1) 身体障がい者の状況

(1-1) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

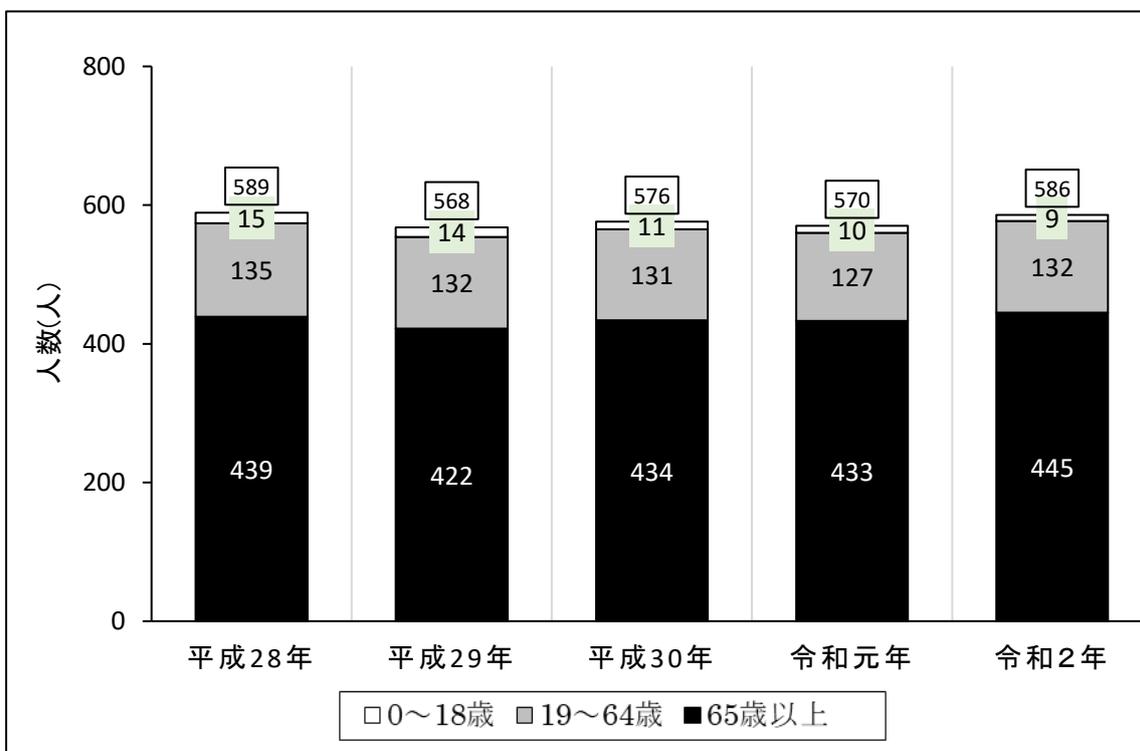
身体障害者手帳所持者は、全年齢でほぼ横ばいの状態が続いています。割合については、70%以上が65歳以上となっており、年々微増しています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総数	589	568	576	570	586
0～18 歳	15 (2.5%)	14 (2.5%)	11 (1.9%)	10 (1.7%)	9 (1.5%)
19～64 歳	135 (22.9%)	132 (23.2%)	131 (22.8%)	127 (22.3%)	132 (22.5%)
65 歳以上	439 (74.5%)	422 (74.3%)	434 (75.3%)	433 (76.0%)	445 (76.0%)

(各年 4 月 1 日現在)



## (1-2) 身体障害者手帳所持者の等級別割合と障がい種別人数の推移

等級別割合をみると、1級、3級、4級が占める割合が高くなっていることが分かります。

障がい種別では、肢体不自由が減少傾向であるのに対し、内部障がいは増加傾向となっています。

### 【身体障害者手帳所持者の等級別割合】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
令和 2 年	23.5%	14.6%	19.5%	25.8%	6.0%	10.6%

(4月1日現在)

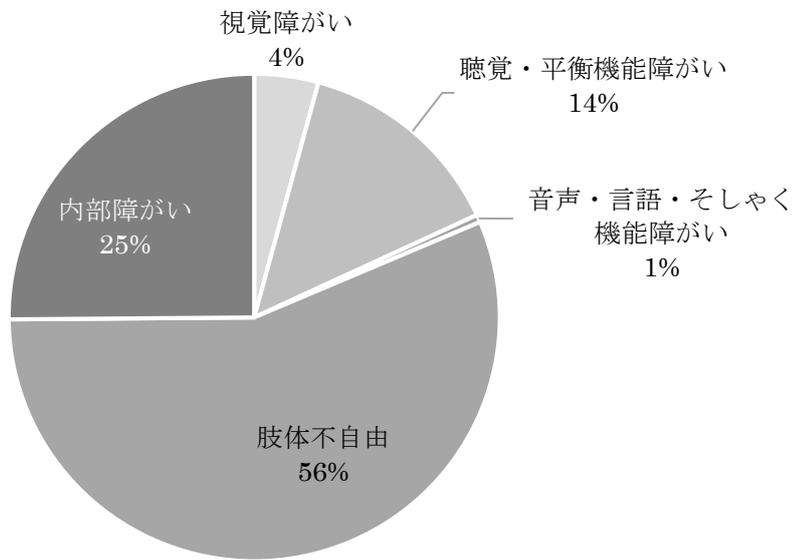
### 【身体障害者手帳所持者の障がい種別人数の推移】

(単位:人)

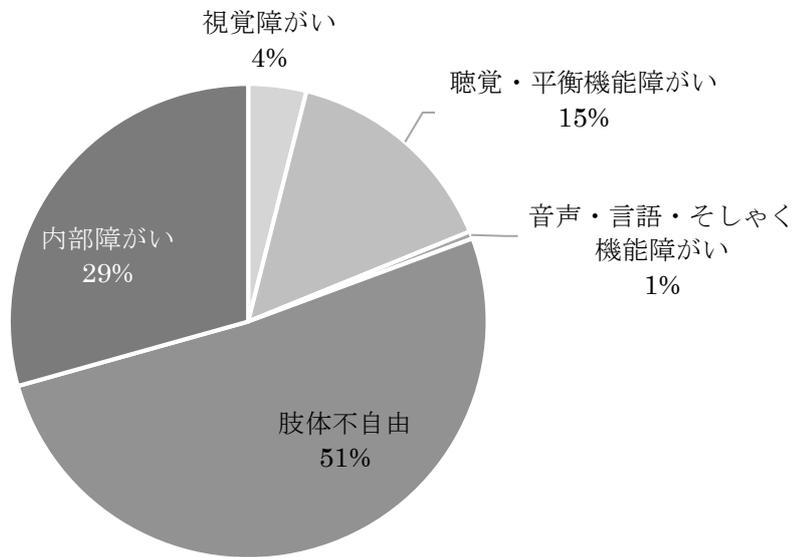
区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
視覚障がい	25 (4.2%)	27 (4.8%)	27 (4.7%)	25 (4.4%)	23 (3.9%)
聴覚・平衡機能 障がい	81 (13.8%)	76 (13.4%)	78 (13.5%)	81 (14.2%)	87 (14.9%)
音声・言語・そしゃく 機能障がい	3 (0.5%)	4 (0.7%)	5 (0.9%)	5 (0.9%)	3 (0.5%)
肢体不自由	333 (56.5%)	328 (57.7%)	322 (55.9%)	308 (54.0%)	302 (51.5%)
内部障がい	147 (25.0%)	133 (23.4%)	144 (25.0%)	151 (26.5%)	171 (29.2%)
合計	589	568	576	570	586

(各年 4 月 1 日現在)

平成28年



令和2年



(2) 知的障がい者の状況

(2-1) 年齢別療育手帳所持者数の推移

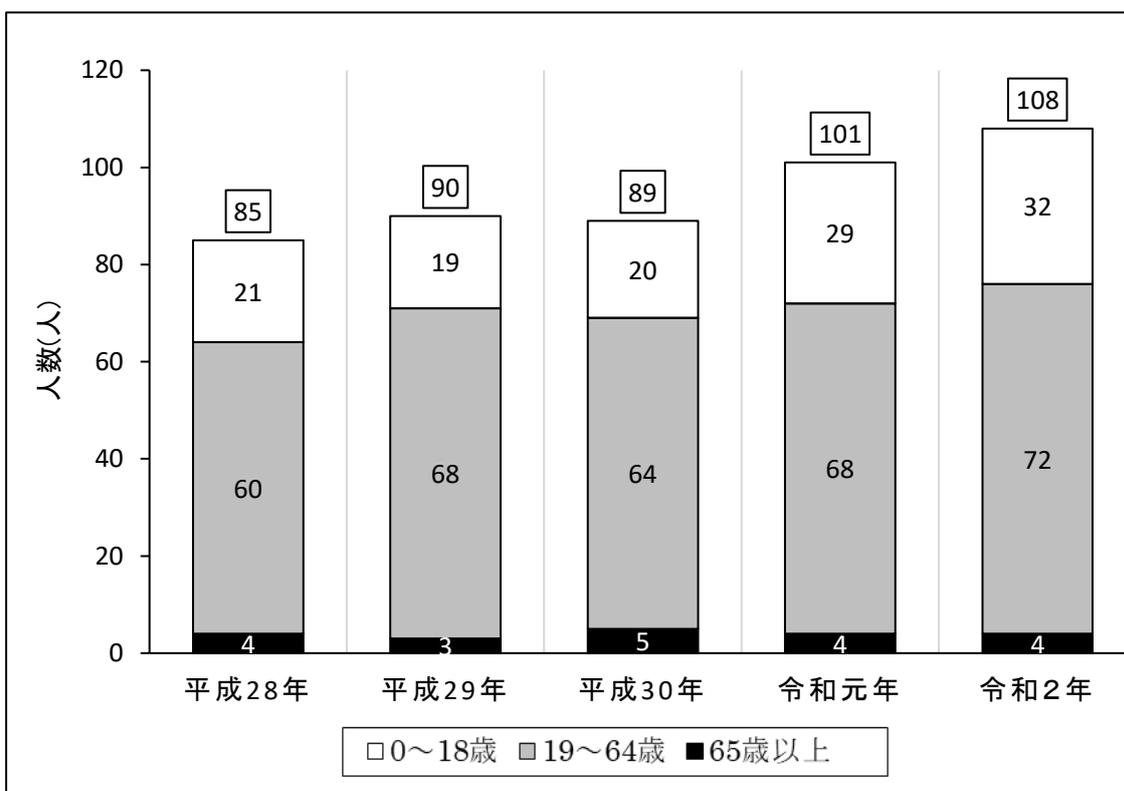
療育手帳所持者は19～64歳で最も多く、65歳以上で最も少ない状況となっています。総数をみると、年々増加傾向であり、0～18歳と19～64歳で増加しています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	85	90	89	101	108
0～18歳	21 (24.7%)	19 (21.1%)	20 (22.5%)	29 (28.7%)	32 (29.6%)
19～64歳	60 (70.6%)	68 (75.6%)	64 (71.9%)	68 (67.3%)	72 (66.7%)
65歳以上	4 (4.7%)	3 (3.3%)	5 (5.6%)	4 (4.0%)	4 (3.7%)

(各年4月1日現在)



## (2-2) 療育手帳所持者の判定別人数の推移

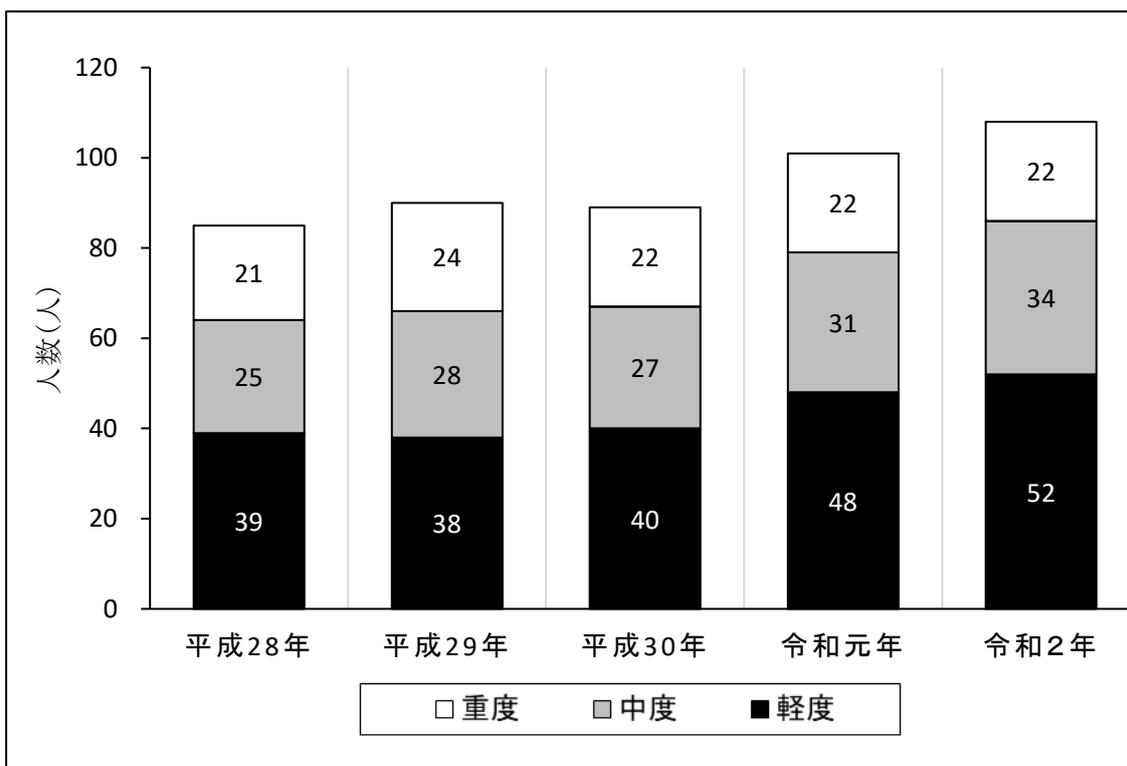
療育手帳所持者の等級は、重度の人数が一定である一方、中度・軽度は増加傾向となっていることがわかります。令和2年度においては、軽度が最も多く、次いで中度、重度と続いている状況です。

【療育手帳所持者の判定別人数の推移】

(単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
重度	21 (24.7%)	24 (26.7%)	22 (24.7%)	22 (21.8%)	22 (20.4%)
中度	25 (29.4%)	28 (31.1%)	27 (30.3%)	31 (30.7%)	34 (31.5%)
軽度	39 (45.9%)	38 (42.2%)	40 (45.0%)	48 (47.5%)	52 (48.1%)
合計	85	90	89	101	108

(各年4月1日現在)



(3) 精神障がい者の状況

(3-1) 年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

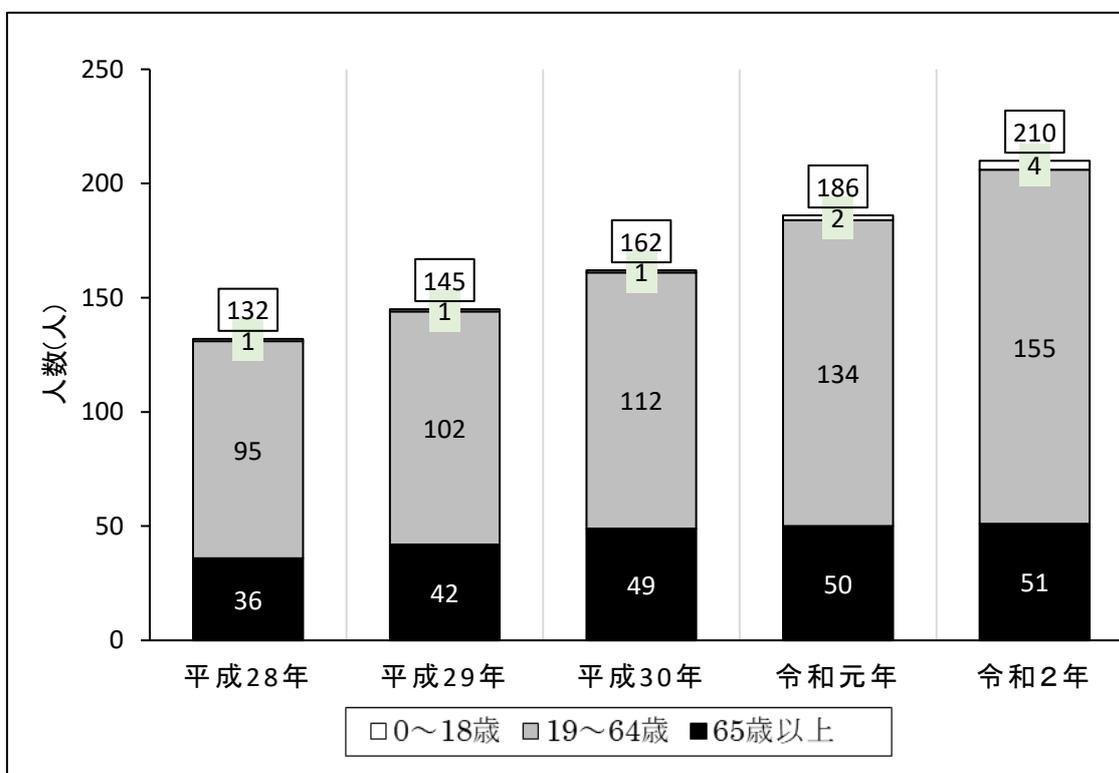
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、19～64歳で最も多く、次いで65歳以上と続きます。総数は、年々増加傾向であり、特に19～64歳の人数が大幅に増加しています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

(単位:人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総数	132	145	162	186	210
0～18 歳	1 (0.7%)	1 (0.7%)	1 (0.6%)	2 (1.1%)	4 (1.9%)
19～64 歳	95 (72.0%)	102 (70.3%)	112 (69.1%)	134 (72.0%)	155 (73.8%)
65 歳以上	36 (27.3%)	42 (29.0%)	49 (30.3%)	50 (26.9%)	51 (24.3%)

(各年 4 月 1 日現在)



### (3-2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移

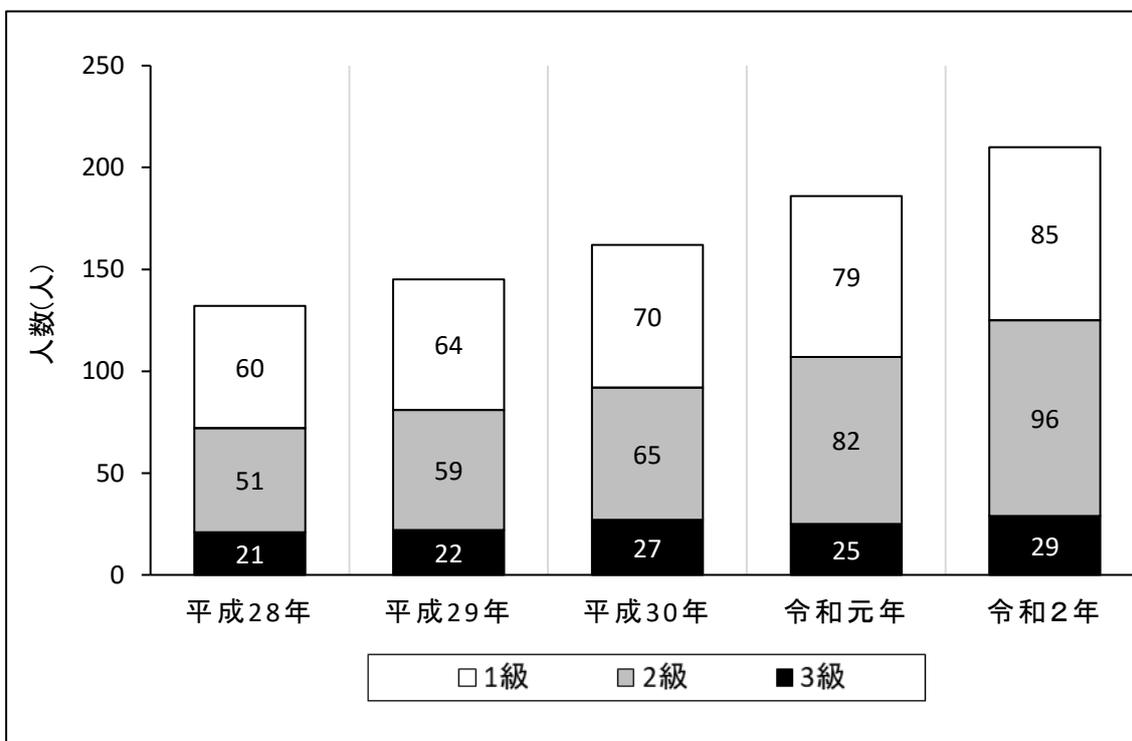
精神障害者保健福祉手帳所持者数については、平成28年から令和2年の間に、1級で1.4倍、2級で1.9倍、3級で1.4倍とすべての等級で大幅に増加しています。平成28年から平成30年までは1級所持者が最も多く、令和元年からは2級所持者が最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移】

(単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	60 (45.5%)	64 (44.1%)	70 (43.2%)	79 (42.5%)	85 (40.5%)
2級	51 (38.6%)	59 (40.7%)	65 (40.1%)	82 (44.1%)	96 (45.7%)
3級	21 (15.9%)	22 (15.2%)	27 (16.7%)	25 (13.4%)	29 (13.8%)
合計	132	145	162	186	210

(各年4月1日現在)



### (3-3) 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者は、平成 30 年から年々増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数同様に、今後も受給者の人数は増加することが予想されます。

【自立支援医療(精神通院)受給者】 (単位:人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
受給者	205	228	231

(各年 4 月 1 日現在)

### (4) 難病患者の状況

特定疾患認定者数は、平成 30 年から令和 2 年までで 13 人増加しています。

【難病患者数の推移】 (単位:人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特定疾患認定者	95	98	108

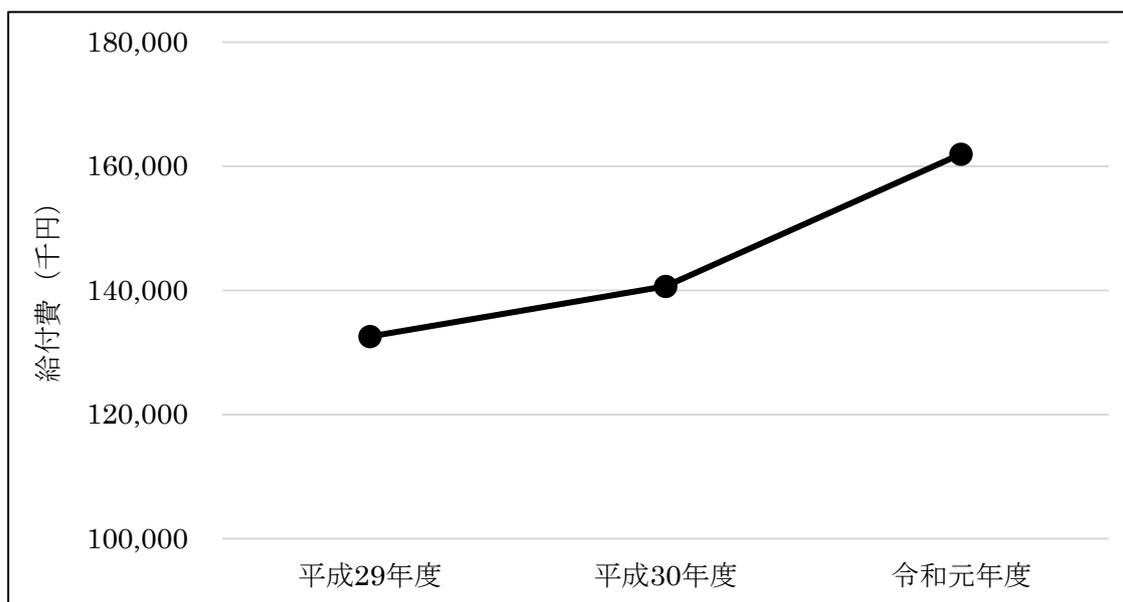
(各年 4 月 1 日現在)

(5) 障がい福祉サービス等支給決定者数、給付費の状況

令和元年度中の障がい福祉サービス支給決定者数は平成 29 年度から令和元年度にかけて約 1.4 倍、給付費は約 1.2 倍となっており、今後も増加していくと考えられます。

【障がい福祉サービスの推移】

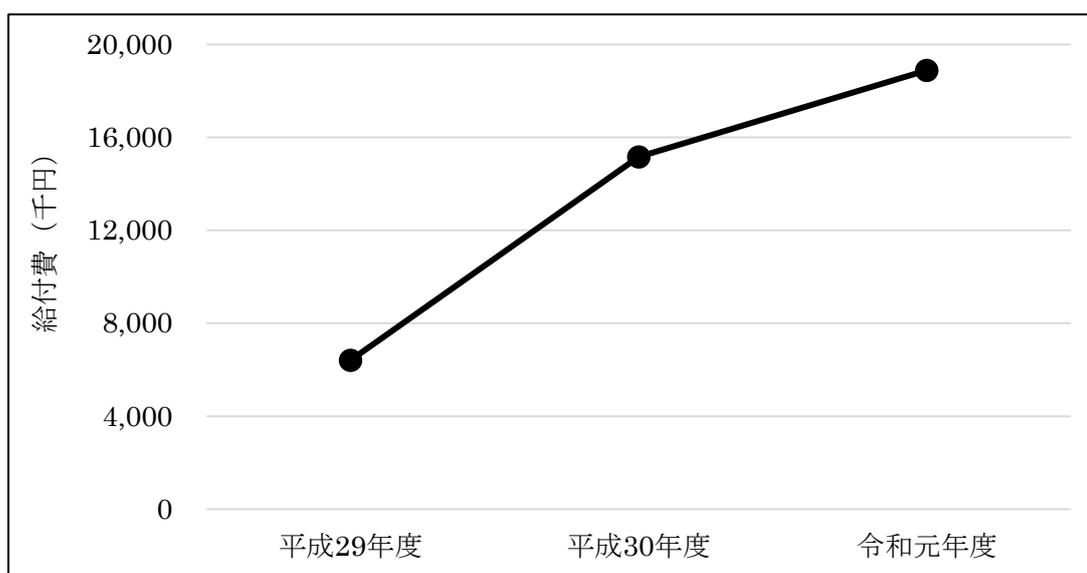
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者 (人)	64	72	90
給付費 (千円)	132,578	140,655	161,967



令和元年度中の障がい児通所支援サービス支給決定者数は平成 29 年度から令和元年度にかけて約 2 倍、給付費は約 3 倍となっており、今後も増加していくと考えられます。

【障がい児通所支援サービス推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者（人）	14	25	25
給付費（千円）	6,413	15,168	18,889



#### (6) 障がい児の就学・療育・乳幼児健診状況（前回計画策定時との比較）

町内に居住する御代田小中学校の特別支援学級、小諸養護学校への就学状況は表のとおりとなっており、御代田中学校で8人増加しています。御代田南・北小学校では一定、小諸養護学校では3人減少しています。

	平成 29 年	令和 2 年
御代田南・北小学校	27 人	27 人
御代田中学校	9 人	17 人
小諸養護学校	11 人	8 人

（各年 5 月 1 日現在）

町内保育園における保育士の加配配置児童数は表のとおりとなっており、5人増加しています。

	平成 29 年	令和 2 年
加配配置児童数	5 人	10 人

（各年 4 月 1 日現在）

3歳児健康診査で要精密検査と診断された児童は表のとおりとなっており、8人増加しています。

	平成 28 年度	令和元年度
要精密検査児童数	11 人	19 人

#### (7) 手当受給者の状況（前回計画策定時との比較）

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当受給者は表のとおりとなっており、受給者の人数は増加傾向となっています。

	平成 29 年	令和 2 年
特別児童扶養手当	49 人	61 人
障害児福祉手当	3 人	5 人
特別障害者手当	9 人	14 人

（各年 4 月 1 日現在）

---

## 第3章 障がい者福祉の課題と施策

---

### 1 基本理念と基本目標

---

---

#### 1-1 基本理念

障がいのある方もない方も分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。また、障がいのある方が地域社会の中で主体性をもって社会活動に参加し、その能力が十分に発揮できるよう必要なサービス施策を推進していきます。

#### 1-2 基本目標

##### ①障がいに対する理解の促進

広報やホームページ等を活用し、障がいのある方への虐待や差別の禁止、合理的配慮の提供呼びかけ、ヘルプマークの周知等、町民の障がいに対する理解を深めるための啓発活動に努めていきます。

##### ②個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

身近な地域で、障がいのある方が生活を送ることができるよう、困りごとの相談体制の充実、障がい福祉サービス事業所等の基盤整備、各関係機関と連携した就労支援や生活支援等、障がいのある方たち個々のニーズにあった支援を提供できるよう努めていきます。

##### ③安心して暮らせる地域社会の実現

日本各地で多発している地震や台風などの自然災害時に迅速な避難行動が行えるよう、避難行動要支援者名簿の作成に加え、各地域において支え合いマップや個別支援計画の作成を進めることで防災体制の強化に努めていきます。

##### ④早期療育の実現

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしていけるよう、乳幼児健康診査で要精密検査等課題がみられた場合等に、保健医療、福祉、教育などの関係機関と密に連携を取り、児童発達支援の早期利用等の促進に努めていきます。

## 2 今後取り組む施策

### (1) 障がいに対する理解への啓発活動の促進

- 障がいの有無にかかわらず、共に生活を送っていくためには、町民が障がいに対する正しい理解や知識を持つ必要があります。
- 障がいのある方を対象に行ったアンケート結果では、障がいに対する町民の理解を深めるために、広報活動や、交流活動等が必要であるとの意見がありました。
- 会社等や障がい者施設での障がいのある方に対する虐待等も社会問題となっています。このことから、障がいのある方への虐待や差別の禁止、合理的配慮の提供呼びかけ等を積極的に行っていく必要があります。

施策	内容
広報誌等の活用	広報誌やまゆりや、町公式ホームページに障がい福祉に関する記事を掲載することで、町民の障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
障害者週間の活用	障害者週間（12月3日～9日）における広報誌やまゆりへの記事掲載やポスター提示、リーフレットの配布等により、町民の障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
ヘルプマーク、ヘルプカードの周知	ヘルプマークやヘルプカードは、障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方が困っている場合、見かけた周囲の人たちが声をかける等の行動ができるよう、一層の周知啓発に努めていきます。
学校教育における障がい理解教育の推進	例年、小中学校において点字の授業等を実施しています。今後も、継続し授業を実施することで、子どもたちの障がいに対する理解を深めていきます。また、障がい者スポーツであるボッチャの体験会等を実施することで、障がい者スポーツに対する関心、理解を深めていきます。
ボランティア団体や障がい者団体等への支援	ボランティア団体や障がい者団体等が、障がいのある方に対する理解の促進を目的とした啓発、広報活動行事に補助をしていく等、継続して支援していきます。

施 策	内 容
障がい者虐待防止、差別解消、合理的配慮提供の周知・啓発	障がい者虐待防止、障がい者差別解消及び合理的配慮の提供等に関して広報誌やまゆり等を活用し、町民や会社、事業所等へ周知・啓発活動に努めていきます。

## (2) 自立した生活の支援

- 身近な地域で障がいのある方が自立した生活を送るためには、障がいのある方個々のニーズに応じた相談支援や適切な障がい福祉サービス、関係機関につなげていくことが重要です。
- 20～64歳の障がいのある方を対象としたアンケート結果では、障がい福祉施策に対し重点的に取り組んでほしいこととして、困ったとき、悩んだときのための相談窓口の充実、就労継続支援等の就労支援施設の整備をあげの方が多くいました。また、20歳未満を対象としたアンケートでは、お子さんの学校卒業後の進路として、町内の就労支援事業所を利用したい方が一定数いました。このことから、相談支援の充実、障がい福祉サービス事業所の基盤整備等を進めていく必要があります。
- その他にも、各種サービスの案内をまとめた障がい福祉のしおりの改良など、障がいのある方が知りたいサービスをすぐに知ることができるよう努めていきます。

施 策	内 容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で障がいのある方が自立した生活を送るためには、障がいのある方個々のニーズに応じた相談支援や適切な障がい福祉サービス、関係機関につなげていくことが重要です。そのため、障がいのある方の一般的な相談窓口である町福祉係と総合的な相談支援を行う中枢機関である基幹相談支援センター（佐久広域連合障害者相談支援センター）や、特定相談支援事業所等と連携をとりながら、チームで障がいのある方の支援をしていきます。</li> <li>・町内相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の資格取得を推進していきます。</li> <li>・近年、増加している医療的ケア児者の相談支援に対応するため、基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児者に関するコーディネーターの配置を進めていきます。</li> </ul>

施 策	内 容
障がい福祉サービスの充実	現在、当町における日中活動系サービス提供事業者はやまゆり共同作業所のみであり、障がい福祉サービス事業所の基盤整備が必要であると考えられます。そのため、身近な地域で障がい福祉サービスを利用できるよう、特に日中活動系サービス事業所の基盤整備の検討をしていきます。
障がい児通所支援サービスの充実	現在、当町における放課後等デイサービス事業者は、基準該当事業所であるやまゆり共同作業所と親子支援センターハンナです。児童発達支援利用者が増加しているため、今後放課後等デイサービス利用のニーズが高まってくると考えられます。そのため、放課後等デイサービス事業所の基盤整備の検討をしていきます。
在宅生活支援の充実	障がいのある方が住み慣れた地域で生活が維持していけるよう、福祉、障がい福祉サービス事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、更なる協力体制の整備をしていきます。
病院からの地域生活移行の支援	精神障がいによる長期入院が全国で課題となっています。そのため、精神障がい者の地域移行に向けて、入院中の早い段階から退院に向けた移行支援を行うなど、保健、医療、福祉等との連携強化を図っていきます。
有償生活支援サービスの利用促進	障がい福祉サービスでは賄いきれない日常生活への援助を必要とする在宅の障がい者（児）の方に対して、ええっこ(住民共助有償生活支援サービス)・ファミリーサポートセンター（児童の送迎等）・シルバー人材センター等有償生活支援サービスの利用も検討し、提案していきます。
福祉のしおりの改良	各種サービスの案内をまとめた障がい福祉のしおりを毎年見直し、障がいのある方にとってより分かりやすいしおりになるよう改良していきます。
町単独助成事業の継続	医療費の助成制度である福祉医療費制度や、透析や障がい福祉サービス事業所への交通費等の補助金制度を今後も維持していけるよう努めていきます。
民生児童委員の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更に民生児童委員活動の充実を図り、地区で有事があった場合に連携を取り対処していくように努めていきます。</li> <li>・地域の実情を把握している民生児童委員と協力し、障がいのある方の潜在的ニーズの把握に努めていきます。</li> </ul>

### (3) 生活環境

○アンケート結果では、災害時に一人で避難できない障がいのある方は約5人に1人であることがわかりました。また、障がいのある方の多くは、近所とのお付き合いが「顔を合わせたときにあいさつをする程度」、及び「ほとんど付き合いがない」と回答しており、ひとり暮らしや家族が不在の場合に、近所に助けてくれる人はいないと4割の方が回答しています。このことから、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、防災対策の強化をしていく必要があります。

また、外出時に困ることとして、必ず介助者が必要、自家用車がない、運転ができない、公共交通機関が少ない、突然具合悪くなることがあると回答している方が多くいました。

○障がいのある方が安心して暮らしていけるよう、道路や施設のバリアフリー化を推進していきます。

施策	内容
防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の要配慮者をまとめた避難行動要支援者名簿の作成を今後も継続していくことに加え、名簿の運用方法について各関係機関と協議を進め、災害に備えていきます。</li><li>・各地域において、町社会福祉協議会や区と連携し、支え合いマップや個別支援計画の作成を進めていきます。</li><li>・災害時の避難場所等における避難者の生活環境や障がい特性に応じた情報伝達のあり方を検討していきます。</li></ul>
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・タクシー運賃の助成券である福祉タクシー券の広報に努めていきます。</li><li>・介助が必要な方へは福祉有償運送の利用を提案していきます。</li><li>・障がいのある方の透析のための交通費等の補助金を今後も継続して提供していけるように努めていきます。</li><li>・身体に障がいがあり、手動アクセルなど自動車の改造をすることで社会参加が見込まれる場合に、改造費の補助金を提供できる体制を今後も継続していきます。</li></ul>
移動支援の充実	屋外における移動が困難な視覚障がいや知的障がいのある方等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実と活用促進を図っていきます。

施 策	内 容
住環境の整備・改善	身体障がいに対応した住宅改修等の環境整備を支援するため住宅改修費助成制度を今後も継続していきます。
町内施設等のバリアフリー化	道路や町内施設のバリアフリー化に今後も継続して取り組んでいきます。

#### (4) 療育・教育

○子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしていけるよう、乳幼児健康診査で要精密検査等課題がみられた場合等に、保健医療、福祉、教育などの関係機関と密に連携を取りあい、児童発達支援の早期利用等の促進に努めていきます。

施 策	内 容
発達障がい等の早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やかな成長支援を目的とした乳幼児健康診査及び健康教室等の母子保健事業において、早期に発達支援が必要なお子さんには病院の受診や療育を勧めるなど、保健師との連携の下、適切に支援していきます。</li> <li>・教育、保健、医療、福祉など関係機関と緊密な連携をし、発達に課題が見られたお子さんには、乳幼児から中学校まで一貫した相談支援を提供していきます。</li> <li>・近年、増加している医療的ケア児の相談支援に対応するため、基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を進めていきます。</li> </ul>
障がい児保育の推進	町内保育園において、障がい児の受け入れ態勢を充実させ、保育士の加配配置等も含め適切な保育提供体制を進めていきます。
特別支援教育の推進	小中学校において、障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教職員とともに個々の生徒のニーズに応じた特別支援教育を提供していきます。
学校教育における障がい理解教育の推進	小中学校において障がいに対する正しい知識を得るために、目や耳、手足の障がいや発達障がい等について、障がい理解のための学習を実施しています。今後も、継続して学習を実施することで、子どもたちへの障がいに対する理解を深めていきます。

## (5) 雇用・就業

○アンケート結果では、仕事をしていない障がいのある方は、約 40%となっており、病気や障がい等のため仕事をしなくてもできない方が多くいることが分かりました。

また、仕事をしている方で、多くの方が仕事での体調の変化や対人関係等で不安を抱えていることが分かりました。

○一般就労に移行し、さらに就労後の支援を行っていくためには町、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業等が今後も密に連携していくことが必要となってきます。

施策	内容
ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある方の一般就労に向けて、ハローワークが持つ相談窓口や支援体制などの機能を活用し支援していきます。</li><li>・障害者就業・生活支援センターと連携し、一般就労を希望する障がいのある方の相談や、一般就労中の方の就業に関する相談全般の支援をしていきます。</li></ul>
就労支援サービスの利用促進	一般就労や福祉的就労を目指す方で、就労支援サービスの利用を希望する障がいのある方へは、関係機関との連携の下、本人にあった事業所につながるよう支援していきます。
就労障がい者のアフターケア	一般就労した障がいのある方が継続して就労できるよう、ジョブコーチ制度や就労定着支援サービスを積極的に活用していきます。

## (6) 保健・医療

○健康診査の受診率の向上や生活習慣病予防を目的とした町の事業を活用し、町全体で健康維持に取り組めるよう、町民への情報提供や保健、医療、福祉、介護との連携を深めていく必要があります。

○身体障がいの主な原因は後天性疾患によるものが多くなっています。これらを防ぐために町で開催されている介護予防教室等を活用し、フレイルの予防をしていく必要があります。

○アンケート結果では、障がい福祉施策に対し重点的に取り組んでほしいこととして、医療費の負担軽減をあげる方が多くおり、今後も障がいのある方の医療費の負担軽減に向けた施策を実施していく必要があります。

施 策	内 容
健康づくりの推進	生活習慣病予防事業として、健康診査や各種がん検診の受診勧奨の実施、人間ドックの補助金申請等の推進をしていきます。また、乳幼児健康診査の未受診者には、受診勧奨を行い状況把握と健やかな成長支援を継続します。
介護予防教室の活用	身体障がいの主な原因である後天性疾患を防ぐために町で開催している介護予防教室等を活用し、フレイルの予防を推進していきます。
医療費の助成	当町では、県内市町村と比較すると、福祉医療費制度（医療費助成制度）の対象となる障がい等級の範囲を広くしています。今後も、制度の維持を努めながら、障がいのある方の医療費負担軽減を図っていきます。

### (7) 成年後見制度利用促進に関する施策

障がいのある方の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障がい、精神障がいのある方・高齢者等の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。町では、制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を実施してきたところです。

佐久圏域では、平成 28 年度より成年後見に関わる相談業務及び法人後見業務等を佐久市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が受任し、「さく成年後見支援センター（以下「センター」という。）」を運営しています。このため、成年後見に関わる「一次相談窓口」を町保健福祉課が担い、専門的な「二次相談窓口」はセンターが担っています。

また、センター業務の事業・運営に関わること、公平・公正及び専門性の確保のための運営協議会の事務局を佐久広域連合（センター委託者）が担っています。

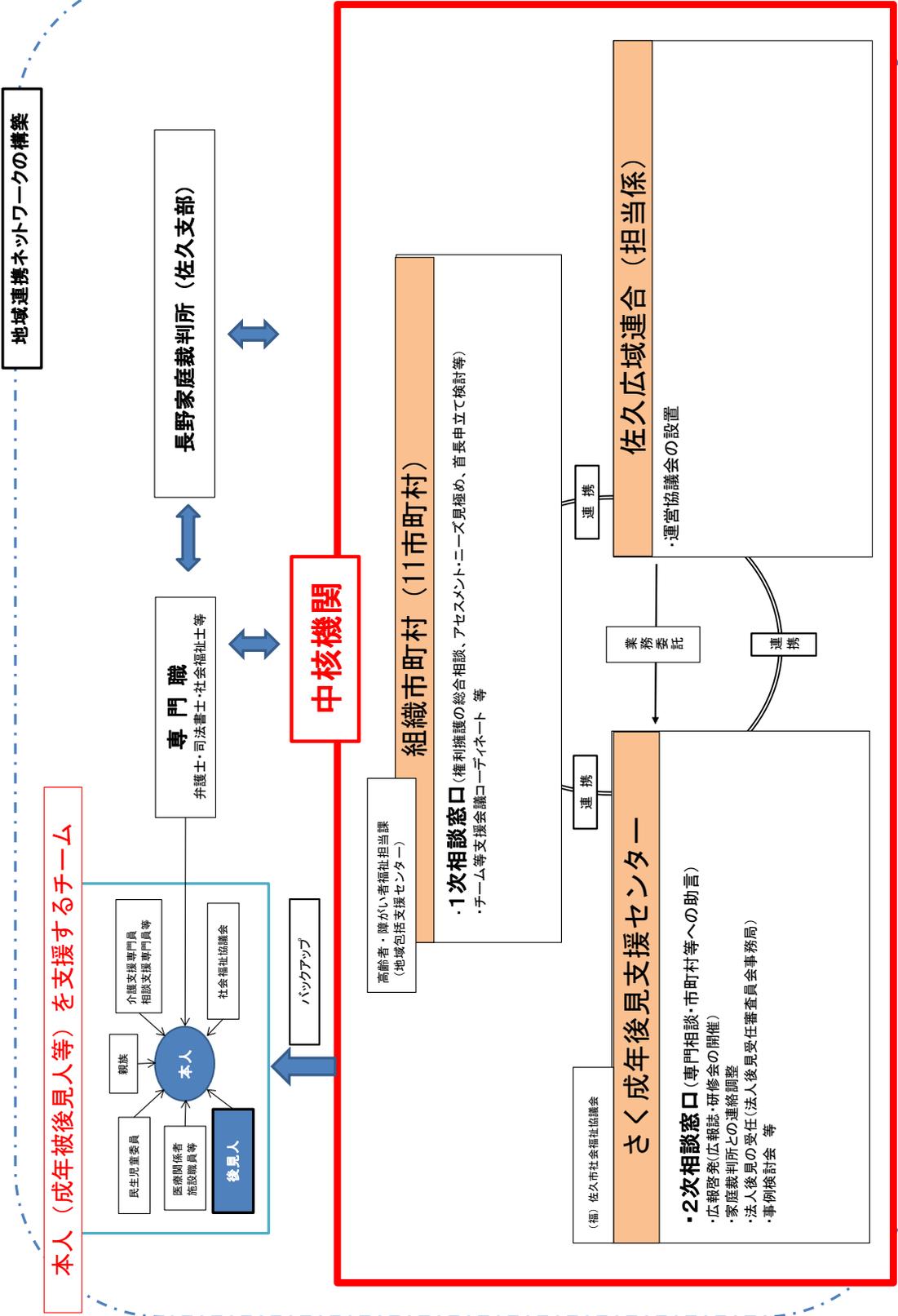
このことから、国の定める「中核機関の整備」につきましては、既に構築されている仕組みを活かして、広域整備による「直営プラス一部委託方式」とし、令和 3 年 4 月 1 日から設置することとします。役割分担表、イメージ図は次のページのとおりです。

成年後見制度役割分担表

中核機関に求められている機能・役割		新規機能	主に機能を担う中核機関	
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、進捗管理・コーディネート等を行う。		中核機関の共通事項 (各機関が連携し体制整備を担う)	
事務局機能	地域における「協議会」を運営する。		佐久広域連合(運営協議会) さく成年後見支援センター(事例検討会)	
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。			
	↓	広報・啓発相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	さく成年後見支援センター
			2 明確な相談窓口	一次相談窓口(市町村、地域包括C等) 二次相談窓口(さく成年後見支援センター)
	①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	一次相談窓口(市町村、地域包括C等)
			4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)	一次相談窓口(市町村、地域包括C等) ※「支援困難ケース」は二次相談窓口である さく成年後見支援センターとケース会議等により情報共有し検討する
			5 日自支援事業等からの移行検討	さく成年後見支援センター
			6 任意後見監督人選任の助言	● (段階的に検討)
	②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	7 申立て(家族等)に係る相談・支援	さく成年後見支援センター
			8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討	● (段階的に検討) ※候補者となる団体と協議の場の設置
			9 市民後見人の育成・活動支援	● (段階的に検討)
	③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	一次相談窓口(市町村、地域包括C等)
			11 親族後見人等への相談窓口	さく成年後見支援センター
			12 家庭裁判所との連絡調整	さく成年後見支援センター
			13 報告書類等作成支援	● さく成年後見支援センター

## 佐久圏域における中核機関のイメージ図

広域エリアのため既存の機能を活かし、3機関（市町村担当窓口・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）の役割分担の明確化と連携促進により中核機関として位置付ける



## 第4章 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス の実績と見込量

### 1 第6期障がい福祉計画の成果目標

障がい福祉計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、数値目標を設定することとなっています。

#### (1) 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和5年度末時点の施設入所者を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減する。
- ・令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

項目	数値	考え方
施設入所者数 (A)	11人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	10人	令和5年度末現在の施設入所者数
【目標値】 削減見込 (A) - (B)	1人 9.1%	差引削減見込数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 9.1%	施設入所から地域生活へ移行する者の数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針の考え方】

全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置する。  
(単独設置が困難な場合は、複数市町村による設置)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数		2回	2回	2回
参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療	1人	1人	1人
	福祉	5人	5人	5人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族	1人	1人	1人
目標設定及び評価	目標設定	地域の現状と課題の共有	事例検討（個別ケースの課題検討）	各分野の役割の整理
	評価回数	1回	1回	1回

※状況に応じて複数市町村での実施も検討していきます。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【国の基本指針の考え方】



#### ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

目 標		令和元年度実績	令和5年度目標
① 福祉施設から一般就労への移行者数		3人	6人 (2.0倍)
② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数		1人	2人 (2.0倍)
③ 就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	0人	1人
	B型	2人	3人 (1.5倍)
④ 生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）		0人	0人

#### ②福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業等から一般就労への移行者（A）	3人	3人	6人
上記のうち就労定着支援の利用者（B）	1人	2人	5人
割合（B/A）	33%	67%	83%

#### (4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### 【国の基本指針の考え方】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

平成30年度に、佐久圏域において、地域の中で各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」地域生活支援拠点を整備しました。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等数 (佐久圏域)	1カ所	1カ所	1カ所
運用状況の検証及び検討の回数	2回/年	2回/年	2回/年

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

##### 【国の基本指針の考え方】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な 相談支援の実施の 見込み	体制の有無	有	有	有
	実施の体制	佐久広域連合障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）や療育コーディネーター等との連携による支援体制、地域の関係機関や町事業所連絡会との連携による重層的、横断的な相談支援体制により佐久広域で実施		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		15回	15回	15回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		18件	18件	18件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		21回	21回	21回

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針の考え方】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

#### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	1人	1人	1人

#### ②障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体制の有無	有	有	有
実施の方法	電話等による 情報共有	電話等による 情報共有	電話等による 情報共有
実施回数	12回	12回	12回

## 2 第2期障がい児福祉計画の成果目標

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

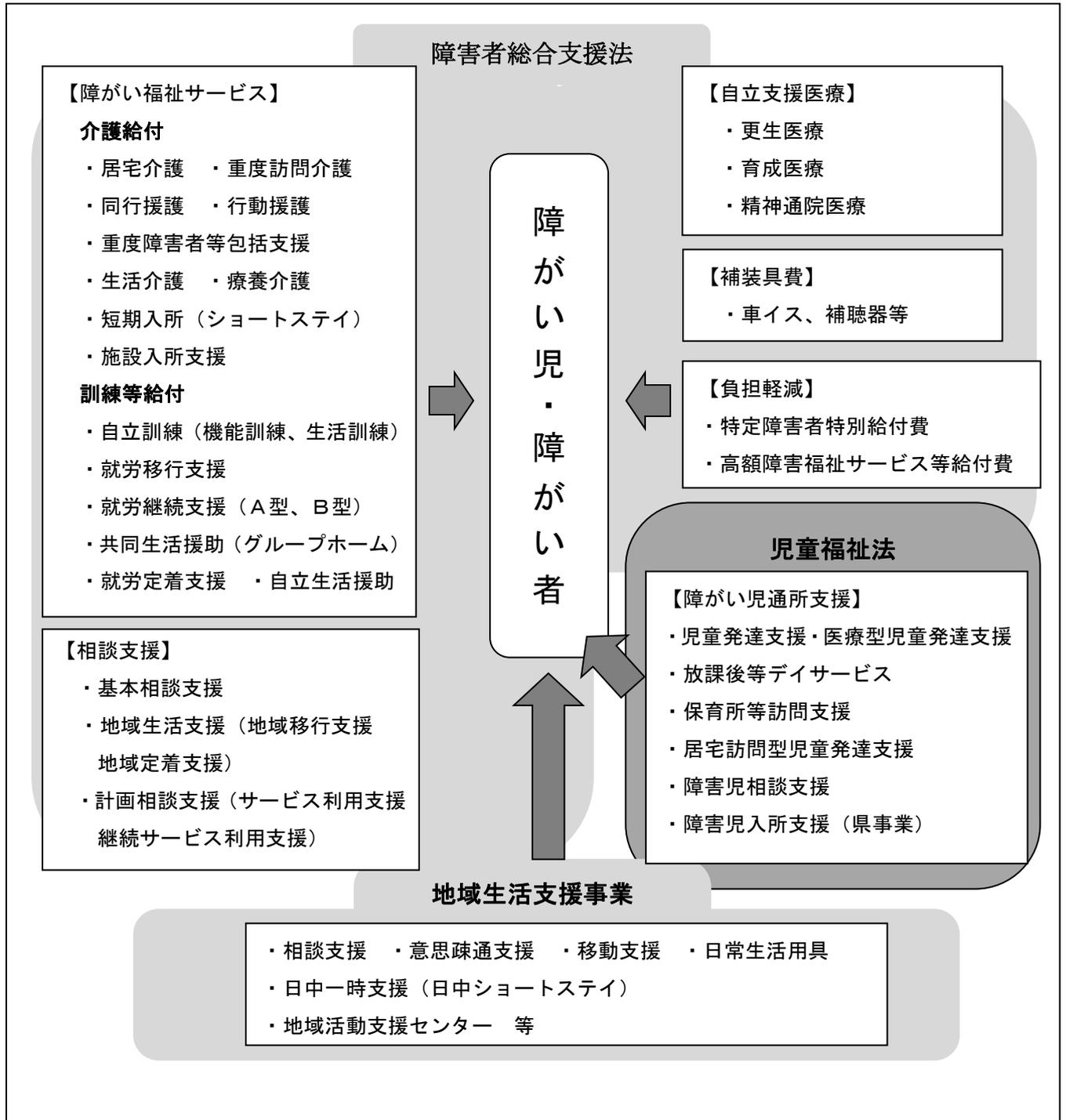
### 目 標 内 容

- 児童発達支援センターの整備  
令和5年度末までに、佐久圏域で関係機関へ働きかけ整備します。
- 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備  
令和2年度から、佐久圏域で体制を整備しています。今後も、佐久圏域内の事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保  
令和元年度末までに、佐久圏域で体制を構築しています。今後も、佐久圏域内の事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及び医療的ケア児コーディネーターの設置  
令和元年度末までに、佐久圏域で協議の場を設置しています。また、令和3年度から佐久圏域で医療的ケア児コーディネーターを設置します。

### 3 サービスの見込量及び提供体制確保

#### (1) 障がい者・障がい児を対象としたサービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービスは以下のようになっています。



(1-1) 障害者総合支援法のサービス

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います
	同行援護	視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中系活動サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病等対象者に、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生産能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	障がいにより一般企業への就職が困難な方に対し、就労や生産活動の機会の提供を行います。 （A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし）

	サービス名	サービス内容
日中系活動サービス	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
相談支援	計画相談支援 （サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 （継続サービス利用支援）	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

	サービス名	サービス内容
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援等を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立支援医療		更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費		義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

(1-2) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス

	サービス名	サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
入所系活動サービス	福祉型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障がい児通所支援を利用する障がいのある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障がい児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障がい児支援利用計画の修正を行います。

(1-3) 地域生活支援事業

	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センターの機能強化事業、居住サポート事業があります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に援助をする事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得したものを養成し、意思疎通に手話を用いる障がい者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業	日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。

## (2.1) 障がい者支援の必要量見込

現在のサービス利用者数等実績数値を基礎として、各サービスの必要量の見込を示します。

### 1 訪問系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間	173 時間	180 時間	180 時間	190 時間
	利用者数	10 人	11 人	11 人	12 人
重度訪問介護	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	利用時間	5 時間	5 時間	10 時間	10 時間
	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人
行動援護	利用時間	3 時間	4 時間	4 時間	8 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人	2 人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

### 2 日中活動系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数	474 人日分	508 人日分	525 人日分	543 人日分
	利用者数	27 人	29 人	30 人	31 人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	12 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	12 人日分	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	利用日数	45 人日分	45 人日分	45 人日分	60 人日分
	利用者数	3 人	3 人	3 人	4 人

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	利用日数	86 人日分	86 人日分	86 人日分	86 人日分
	利用者数	5 人	5 人	5 人	5 人
就労継続支援 (B型)	利用日数	433 人日分	492 人日分	539 人日分	600 人日分
	利用者数	28 人	32 人	35 人	39 人
就労定着支援	利用者数	0 人	1 人	2 人	5 人
療養介護	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人
短期入所 (福祉型)	利用日数	61 人日分	85 人日分	97 人日分	110 人日分
	利用者数	5 人	7 人	8 人	9 人
短期入所 (医療型)	利用日数	1 人日分	2 人日分	2 人日分	2 人日分
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人

### 3 施設系サービス (※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
	うち精神障がい者の利用	0 人	0 人	0 人	1 人
共同生活援助	利用者数	11 人	12 人	12 人	13 人
	うち日中サービス支援型 共同生活援助	0 人	0 人	0 人	1 人
	うち精神障がい者の利用	6 人	6 人	6 人	7 人
施設入所支援	利用者数	13 人	11 人	11 人	10 人

#### 4 相談支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	19 人	23 人	25 人	27 人
地域移行支援	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
うち精神障がい者の利用	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人

「人日分」… 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出したい場合は、「月間利用人員」に「22日」を乗じて算出。

「人」… 月間の利用人数

#### <現状・課題・確保策>

##### 1 訪問系サービス

居宅介護に関しては、今後サービス利用者の増加が予想されます。現在、町内では、御代田町社会福祉協議会・ニチイケアセンターみよた、訪問介護ステーションつばさにおいてサービスが提供されているため、今後もこれらの事業所と連携を図り対応していきます。同行援護は令和元年度より、御代田町社会福祉協議会においてサービスの提供が開始され、視覚障がいのある方への支援が強化されたところであり、今後も新規のサービス利用希望者がいた場合には、御代田町社会福祉協議会と連携を図り対応していきます。行動援護に関しては、サービス提供事業者が町内にないことから、近隣市町の事業所と連携を図り対応していきます。

##### 2 日中活動系サービス

利用のニーズが高い生活介護や就労継続支援 B 型に関しては、町内ではやまゆり共同作業所のみとなっています。そのため、やまゆり共同作業所及び周辺市町にある事業所と連携を図りながら、それぞれの方に合うサービス提供事業者に繋げていきます。今後、小諸養護学校等からの卒業生や新規利用希望者がサービスを利用するにあたり、必要見込量の充足の難しさも予想されることから、佐久障害者自立支援協議会などとも連携をとり、サービスの提供体制の整備を推進します。また、町内においても、身近な地域で日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の基盤整備の検討をしていきます。

さらに、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用者等で、一般就労に移行できる可能性がある方には、公共職業安定所や佐久圏域障害者就業・生活支援センター等と連携しながら支援を行っていきます。

### 3 施設系サービス

自立した生活を目指す障がいのある方の生活の場として、グループホームのニーズが高まっています。令和2年度には町内で初めてとなるグループホームが完成し、サービスの提供が開始されました。今後も、グループホーム数の確保に努めるとともに、サービス利用希望者に町内のみならず、周辺市町のグループホーム提供事業者とも連携を図りながら、それぞれの方に合うサービス提供事業者に繋げていきます。

施設入所支援に関しては、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、入所者の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

### 4 計画支援

町内には、やまゆり共同作業所において計画相談支援を提供しているため、今後も密に連携を取り合い、新規利用希望者及びサービス利用者の支援に努めていきます。

地域移行支援・地域定着支援に関しては、町内に事業所がないため、周辺市町のサービス提供事業者と連携を図り、対応していきます。

## (2-2) 障がい児支援の必要量見込

現在のサービス利用者数等実績数値を基礎として、各サービスの必要量の見込を示します。

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	114 人日分	175 人日分	195 人日分	210 人日分
	利用児童数	15 人	25 人	30 人	35 人
医療型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	6 人日分	50 人日分	70 人日分	100 人日分
	利用児童数	2 人	5 人	7 人	10 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 人日分	15 人日分	20 人日分	25 人日分
	利用児童数	0 人	15 人	20 人	25 人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	利用児童数	5 人	7 人	9 人	11 人

「人日分」… 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出したい場合は、「月間利用人員」に「22日」を乗じて算出。

「人」… 月間の利用人数

### <現状・課題・確保策>

発達障がい等と診断される児童数の増加により、児童発達支援利用者は年々増加しています。子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしていけるよう、保健医療、福祉、教育などの関係機関と密に連携を取りあい、児童発達支援の早期利用等の促進に努めていきます。町内には、やまゆり共同作業所において基準該当放課後等デイサービスと障害児相談支援を行っており、今後もやまゆり共同作業所との連携を強化し、児童への適切なサービス支援を提供していきます。当町の課題として、放課後等デイサービス単独事業所がないことが挙げられます。児童発達支援の利用者が増加していることから、今後放課後等デイサービス利用のニーズは高まっていくと考えられます。町内においても、身近な地域でサービスを利用できるよう、放課後等デイサービス事業の基盤整備の検討をしていきます。

(2-3) 発達障がい者等に対する支援

種類	見込むもの	令和元年度実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	1人	2人	2人	2人
ペアレントメンターの活用	方策	親の会や、さく発達相談支援センター、佐久広域連合障害者相談支援センターにおいて実施する研修会等に参加			
ピアサポート推進事業	方策	ピアサポート活動への支援方法を検討			

さく発達相談支援センター等と連携し、上記事業の実施を推進していきます。

(3) 地域生活支援事業の見込量と確保策

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有
相談支援事業			
① 障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	3人	3人	4人
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	10件	10件	10件
② 手話通訳者設置事業	無	無	無
日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具	1件	1件	1件
② 自立生活支援用具	1件	1件	1件
③ 在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
④ 情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
⑤ 排泄管理支援用具	400件	400件	400件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業修了者数	2人	0人	2人
移動支援事業	4人 450時間	4人 450時間	4人 450時間
地域活動支援センター(1か所)	15人	16人	17人

※手話奉仕員養成研修事業は隔年実施

〈確保策〉

#### 1 理解促進研修・啓発事業

障がいに対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く町民に普及・啓発をしていきます。

#### 2 自発的活動支援事業

障がい者団体等が行う事業への補助を実施し、社会活動への参加を促進するための活動を支援していきます。

#### 3 相談支援事業

基幹相談支援センターである佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、今後も一人ひとりの状況に応じた支援を提供できるよう努めてまいります。

#### 4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

中核機関であるさく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度が必要な障がいのある方を支援していきます。

#### 5 意思疎通支援事業

今後も町内の長野県登録手話通訳者と連携し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し支援していきます。

#### 6 日常生活用具給付等事業

障がいのある方のニーズに応じて、引き続き給付を実施していきます。

#### 7 手話奉仕員養成講座研修事業

引き続き、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、事業を継続していきます。

#### 8 移動支援事業

引き続きサービス提供事業者と連携し、地域における自立生活や社会参加ができるよう、外出の支援をしていきます。

#### 9 地域活動支援センター事業

やまゆり共同作業所において今後も事業が継続して行えるよう支援していきます。

---

## 資料編

---

### アンケート調査

---

---

令和3年度を初年度とする御代田町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するにあたっての基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。障がい児・障がい者に分けてそれぞれアンケートを作成しました。

#### 調査の実施概要

##### 1-1 障がい児福祉計画アンケート

- (1) 調査対象：特別児童扶養手当を受給している障がい児の保護者の方
- (2) 対象者数：60人
- (3) 実施方法：郵送による配付、回収
- (4) 実施時期：令和2年8月1日～8月31日

##### 1-2 障がい児福祉計画アンケート回収結果

- (1) 有効回収数：56票
- (2) 有効回収率：93.4%

##### 2-1 障がい福祉計画アンケート

- (1) 調査対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持されている20歳以上65歳未満の方
- (2) 対象者数：296人
- (3) 実施方法：郵送による配付、回収
- (4) 実施時期：令和2年8月1日～8月31日

##### 2-2 障がい福祉計画アンケート回収結果

- (1) 有効回収数：195票
- (2) 有効回収率：65.9%

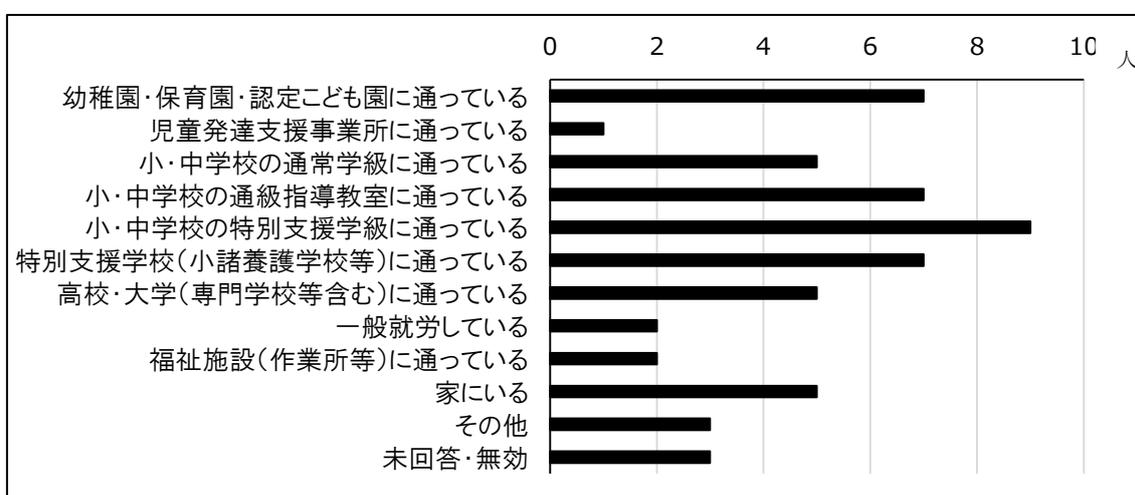
## 障がい児福祉計画アンケート結果

問1 お子さんの年齢をお答えください。(令和2年7月1日現在)(単位:人)

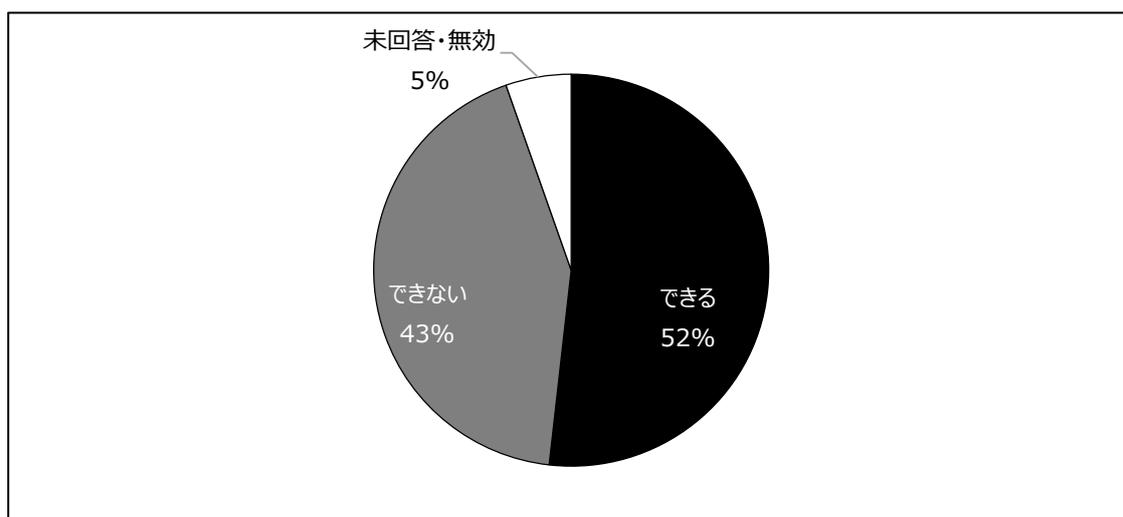
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
0	1	0	3	2	5	1	1	1	2

10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
3	3	4	3	9	2	7	3	4	2

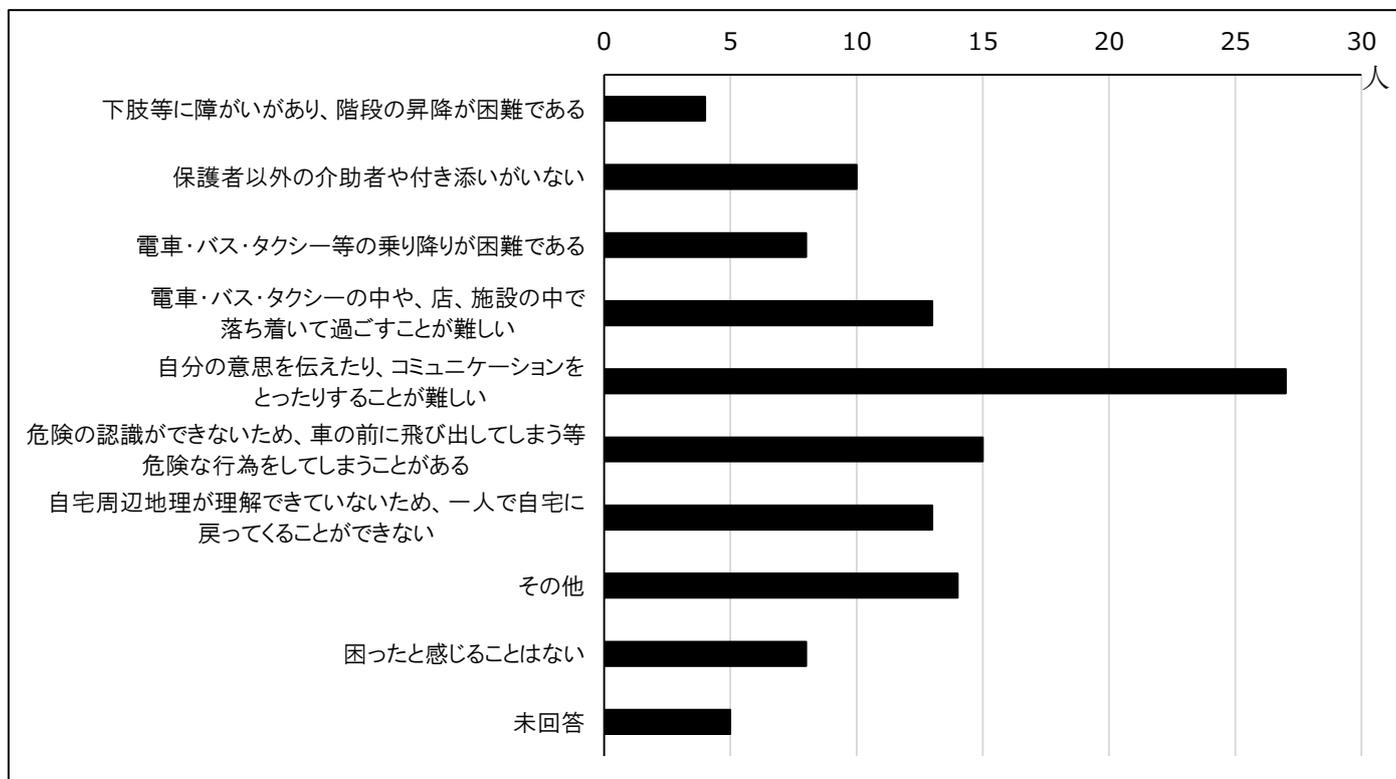
問2 お子さんは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(単数回答)



問3 お子さんは、一人で通学または外出することができますか。(単数回答)



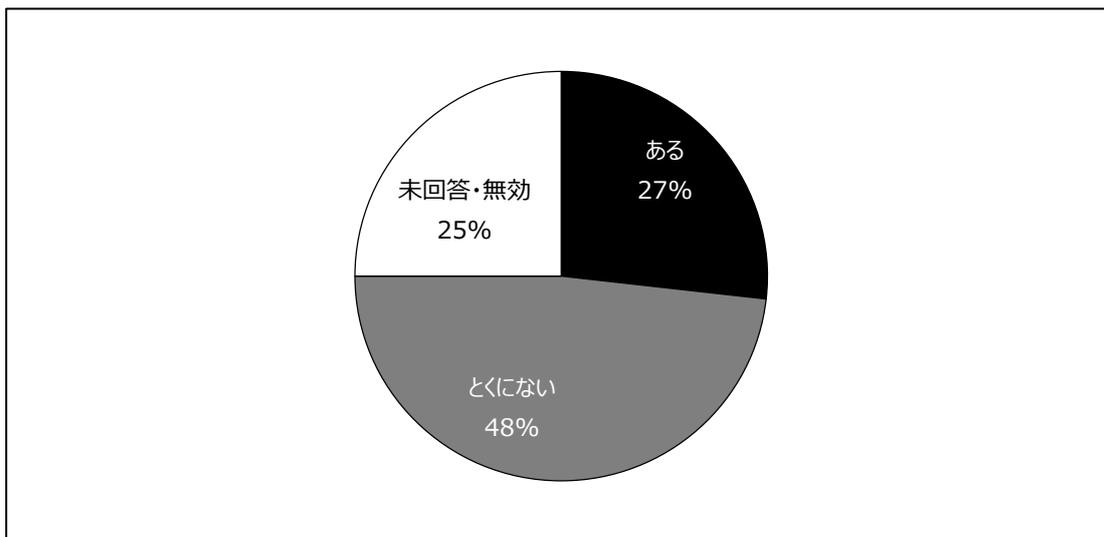
問4 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で通学または外出するときに困ることとは何ですか。(複数回答)



就学前・就学中の方は問5～問9に進む。

就学後の方は、問10へ進む。

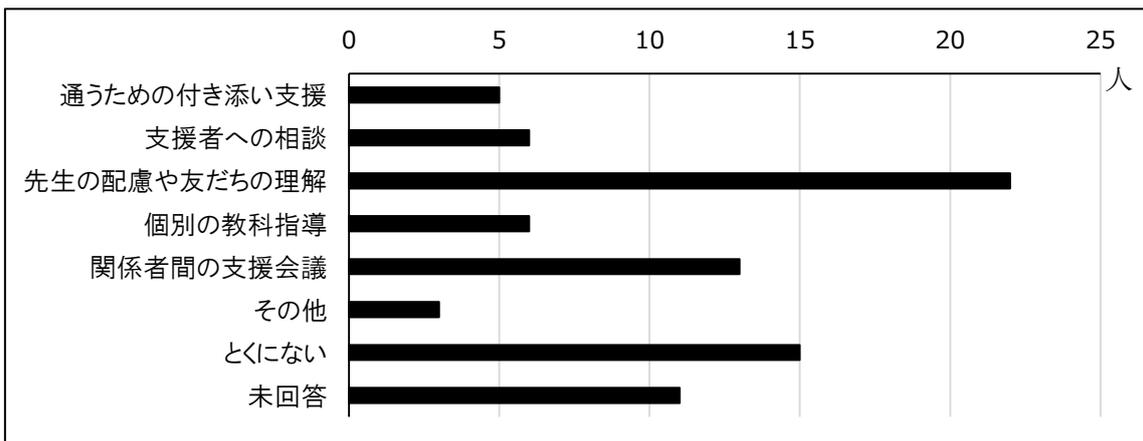
問5 通園・通学で困ることはありますか。(単数回答)



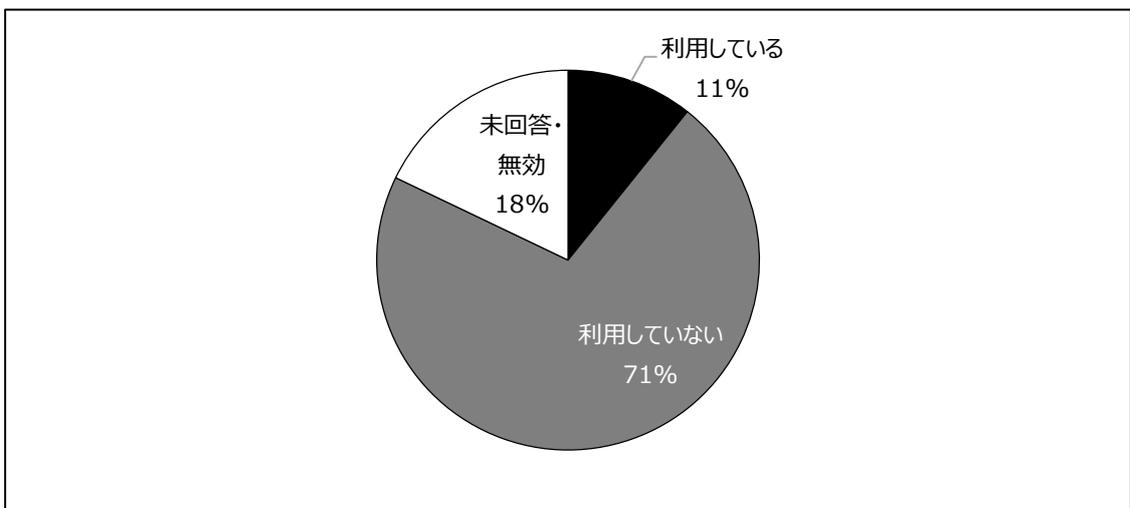
あると答えた方：それはどんなことですか

- ・通うのに付き添いが必要（7人）
- ・友人や兄弟間でのトラブル
- ・全ての事に関して、障がい児への支援の低さを感じる。周りの支援者の対応等に不安を感じることもある
- ・危険の認識ができない
- ・通学にバスが利用できなくなったときの別の送迎手段
- ・徒歩で通学しようとせず、車を利用したがる
- ・交通手段がない
- ・慣れた駅、時間の電車ならよいが、それ以外の駅、時間だと対応ができない
- ・徒歩通学ができない

問6 通園・通学で役立っていることは何ですか。（複数回答）

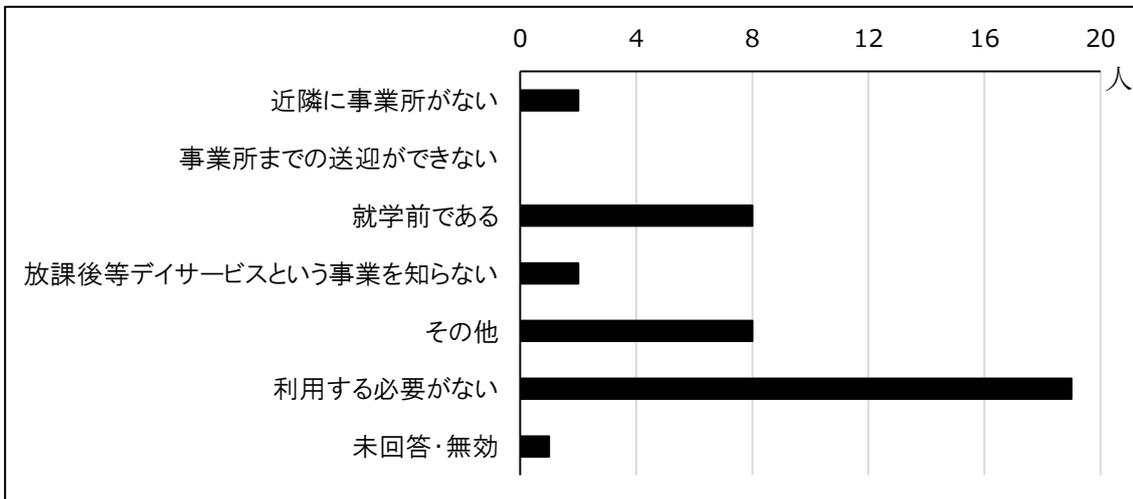


問7 現在、お子さんは放課後等デイサービスを利用していますか。（単数回答）



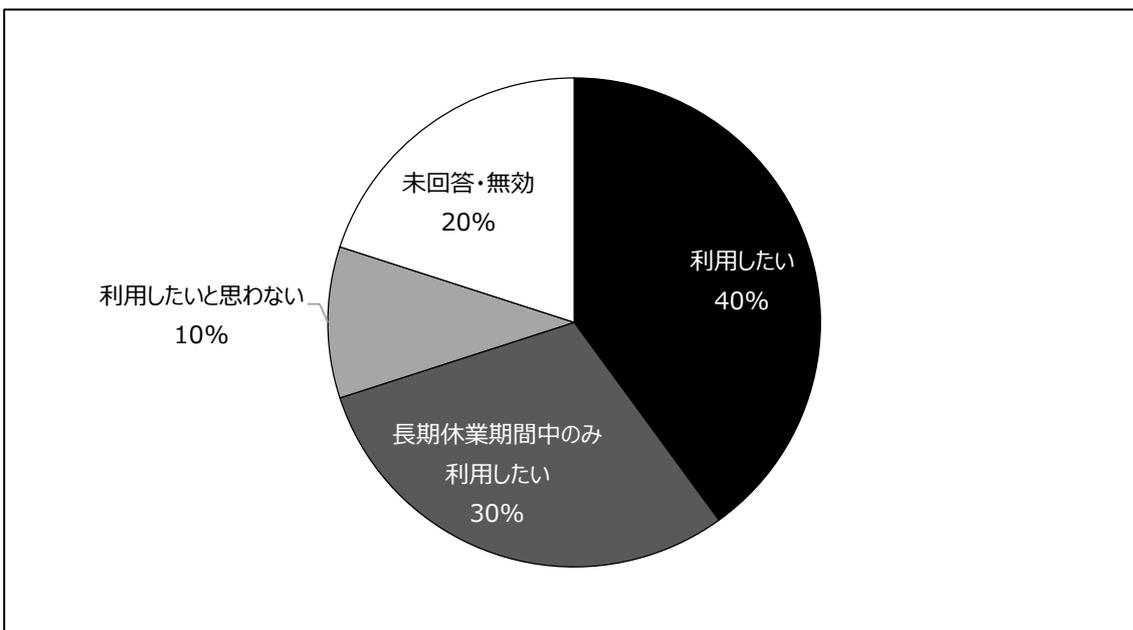
【問7で、「利用していない」と答えた方】

問8 放課後等デイサービスを利用していない理由は何ですか。(単数回答)

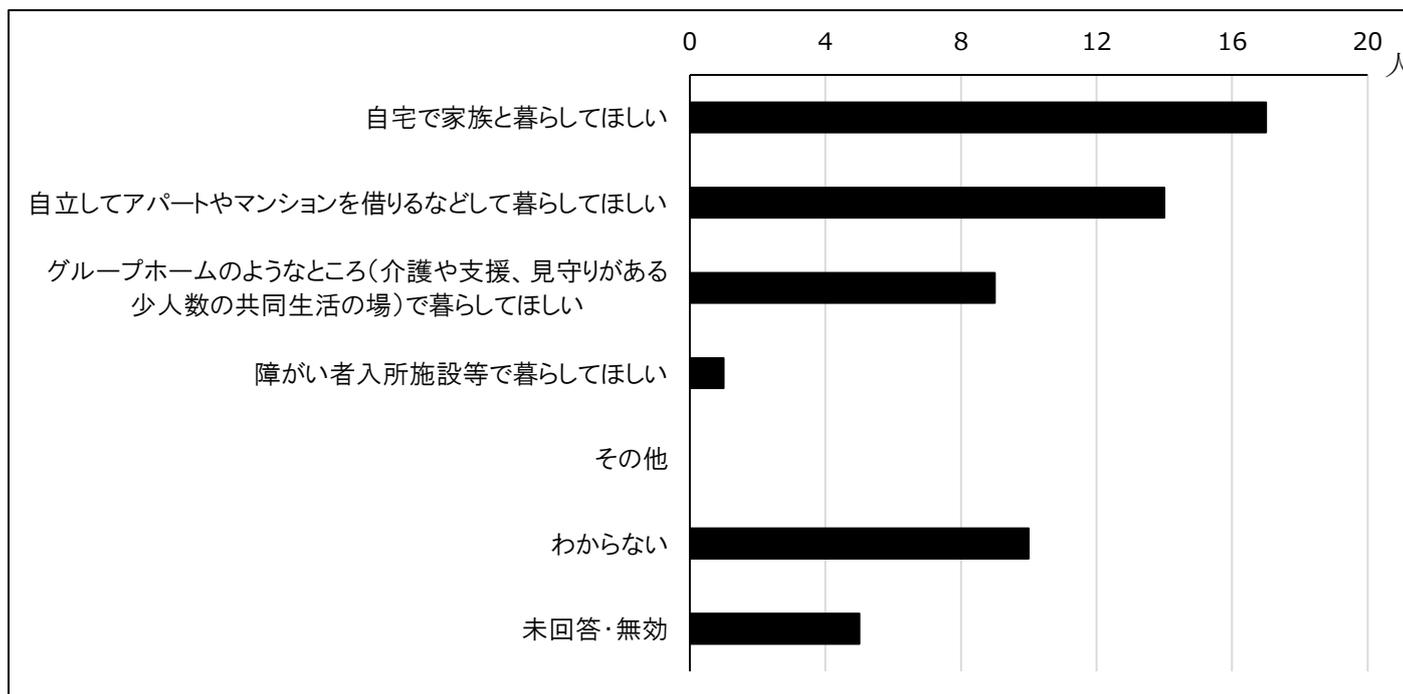


【問8で、「利用する必要がない」と答えた方以外】

問9 今後、放課後等デイサービスを利用したいと思いますか。(単数回答)

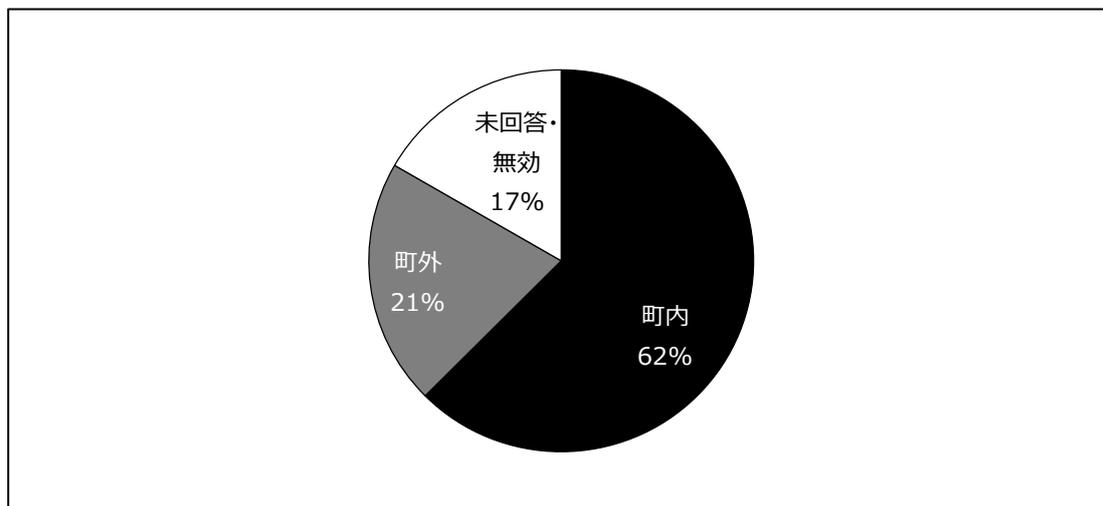


問10 お子さんには将来どのように暮らしてほしいですか。(単数回答)



【問10で、「自宅で家族と暮らしてほしい」または「わからない」と答えた方以外】

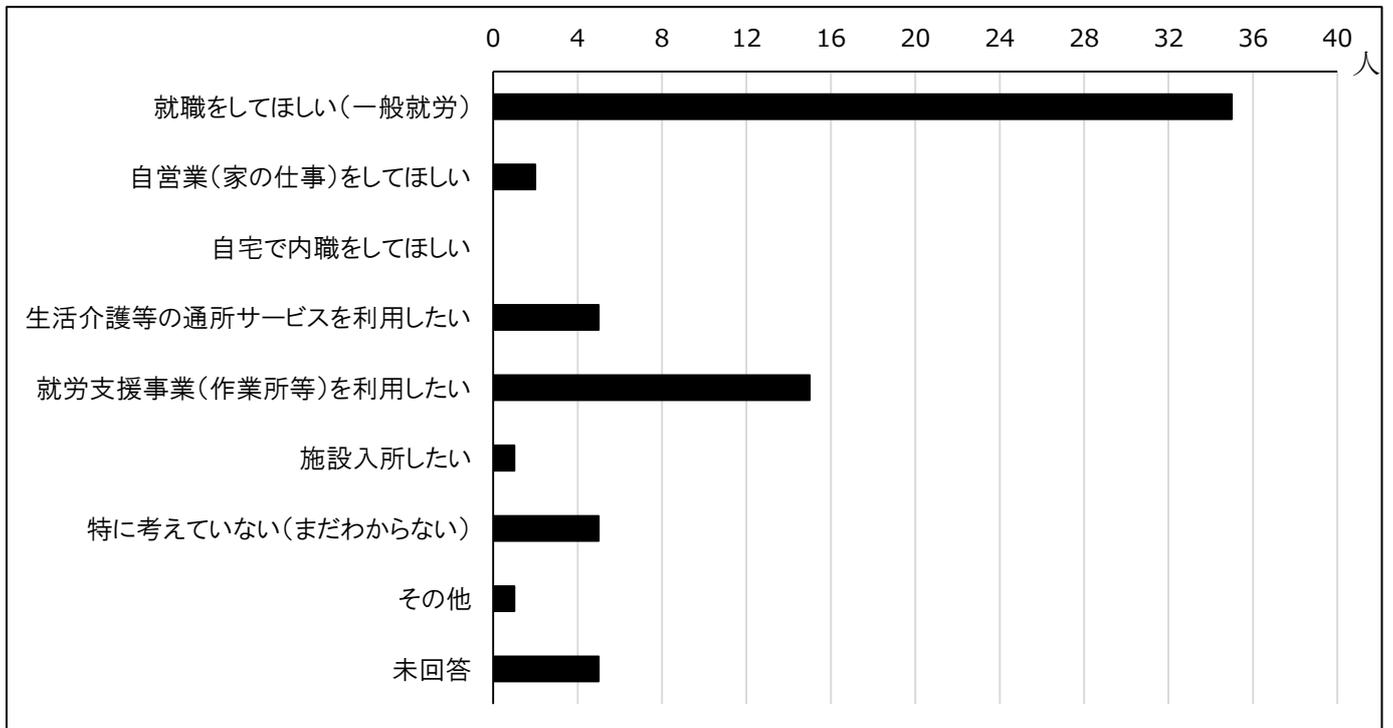
問11 お子さんには将来、町内・町外どちらで暮らしてほしいですか。(単数回答)



問 12 お子さんの学校卒業後の進路として、何を望まれますか。

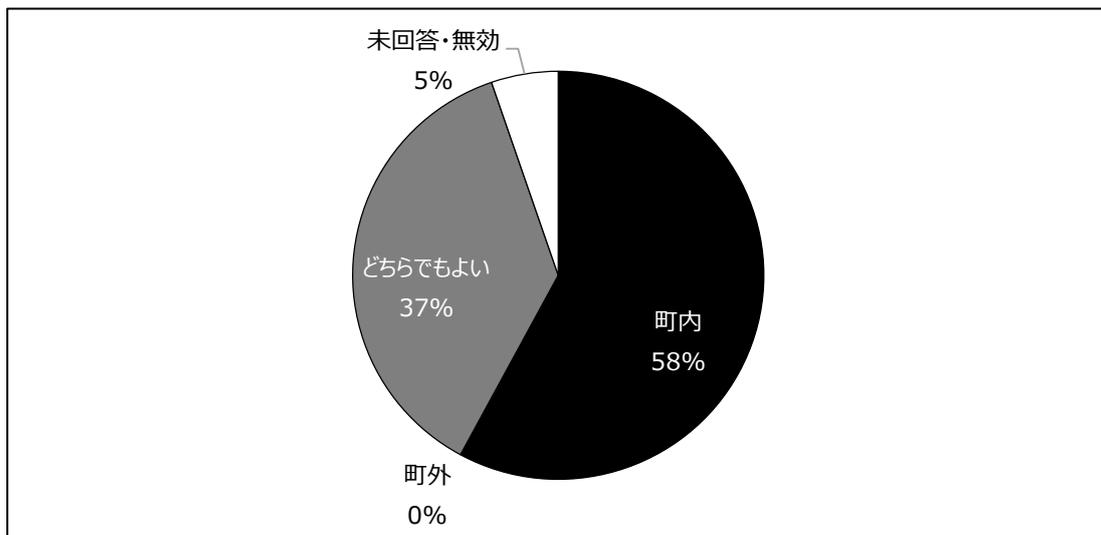
お子さんが学校を既に卒業されている方は、現在の希望をお答えください。

(単数回答)



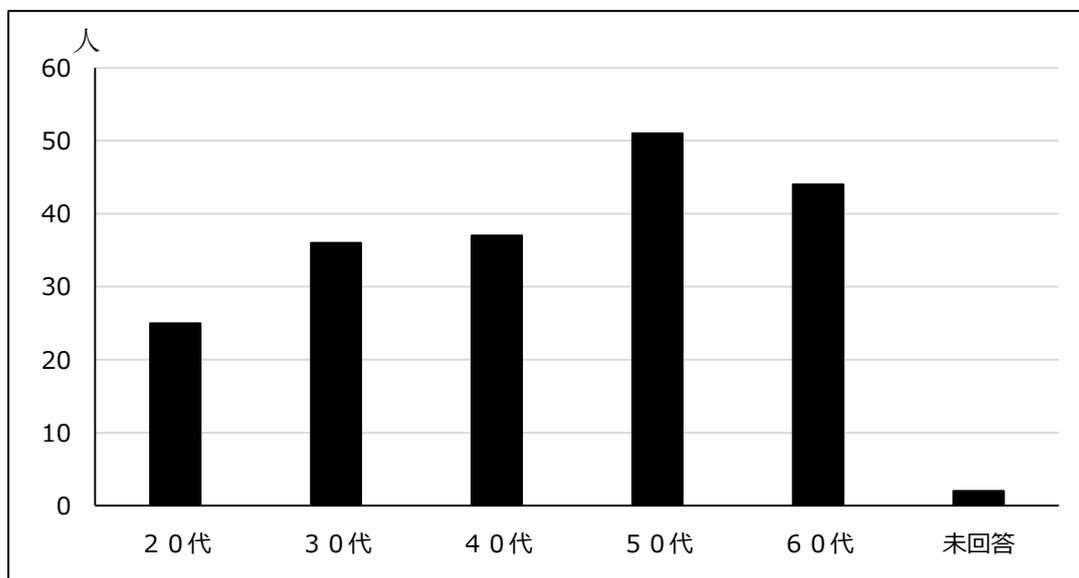
【問12で、「生活介護等の通所サービスを利用したい」または「就労支援事業(作業所等)を利用したい」と答えた方】

問13 町内・町外どちらの事業所の利用を望まれますか。(単数回答)

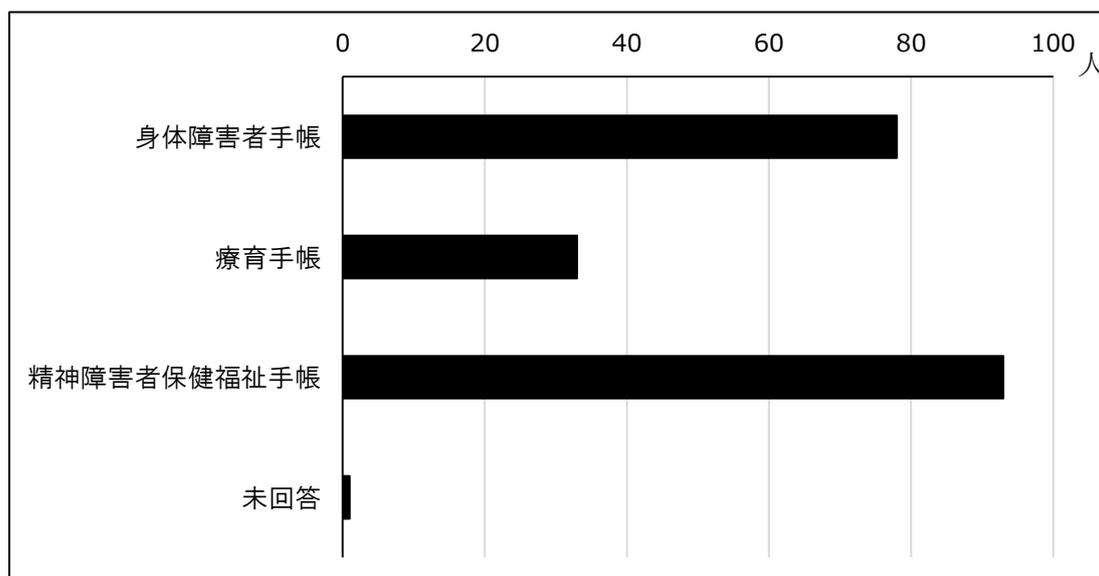


## 障がい福祉計画アンケート結果

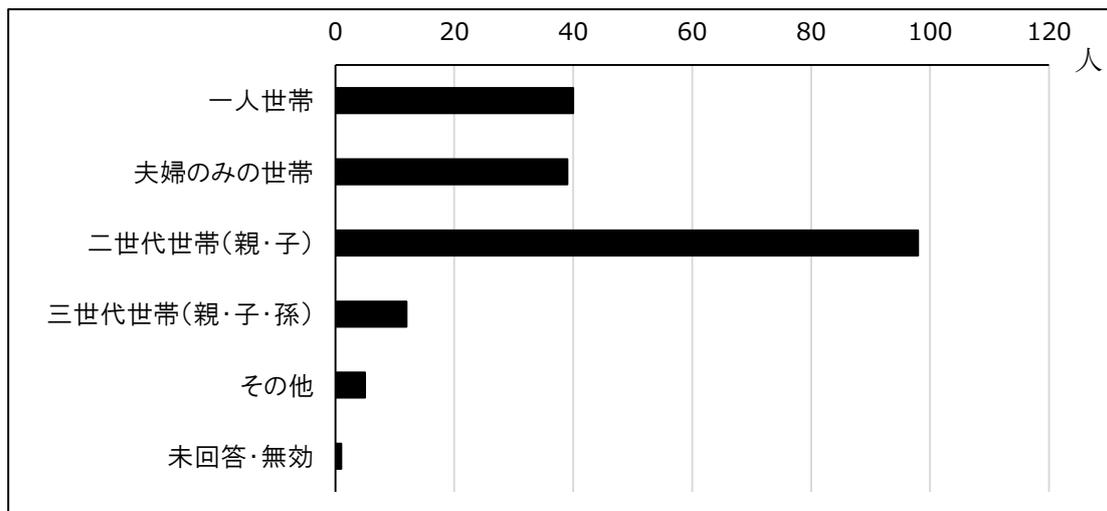
問1 あなたの年齢をお答えください。(令和2年7月1日現在)(単数回答)



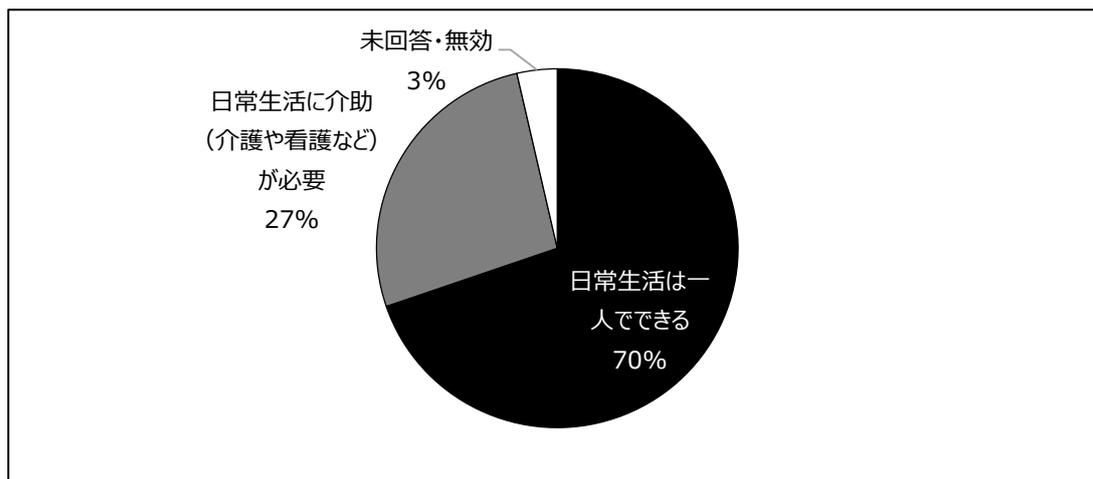
問2 あなたの手帳の種類はなんですか。(複数回答)



問3 あなたの家族構成をお答えください。(令和2年7月1日現在)(単数回答)

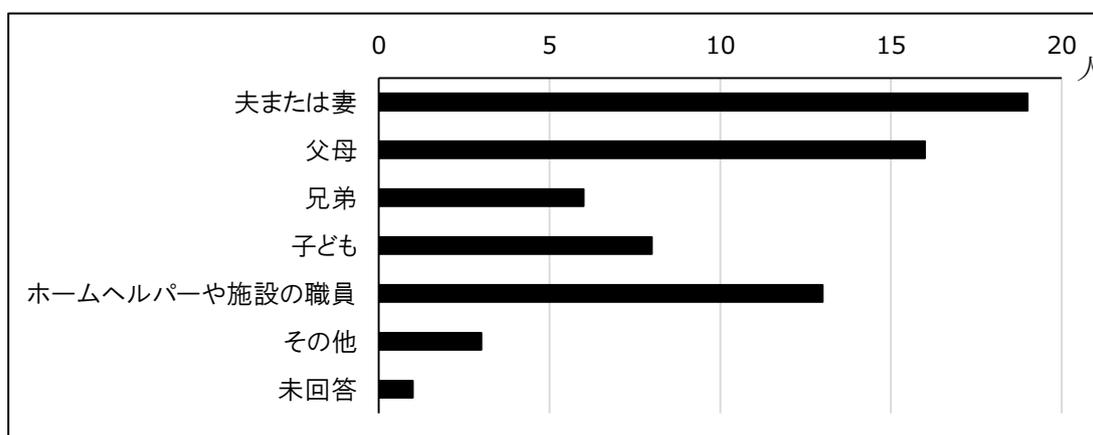


問4 あなたの日常生活の状態をお答えください。(単数回答)

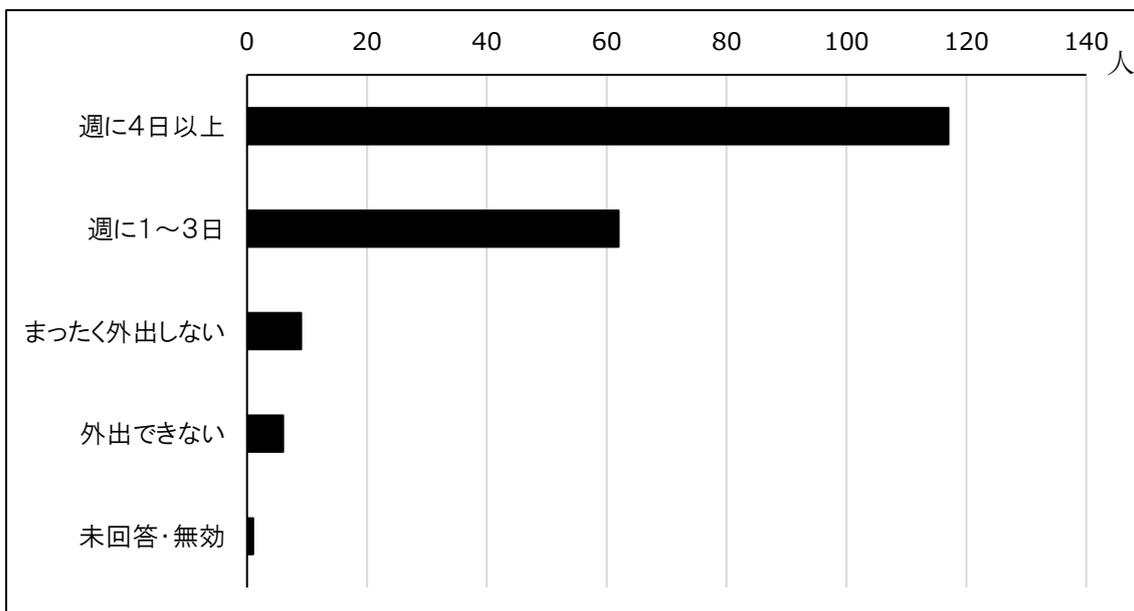


【問4で、「日常生活に介助(介護や看護など)が必要」と答えた方】

問5 あなたを介助してくれる方はどなたですか。(複数回答)

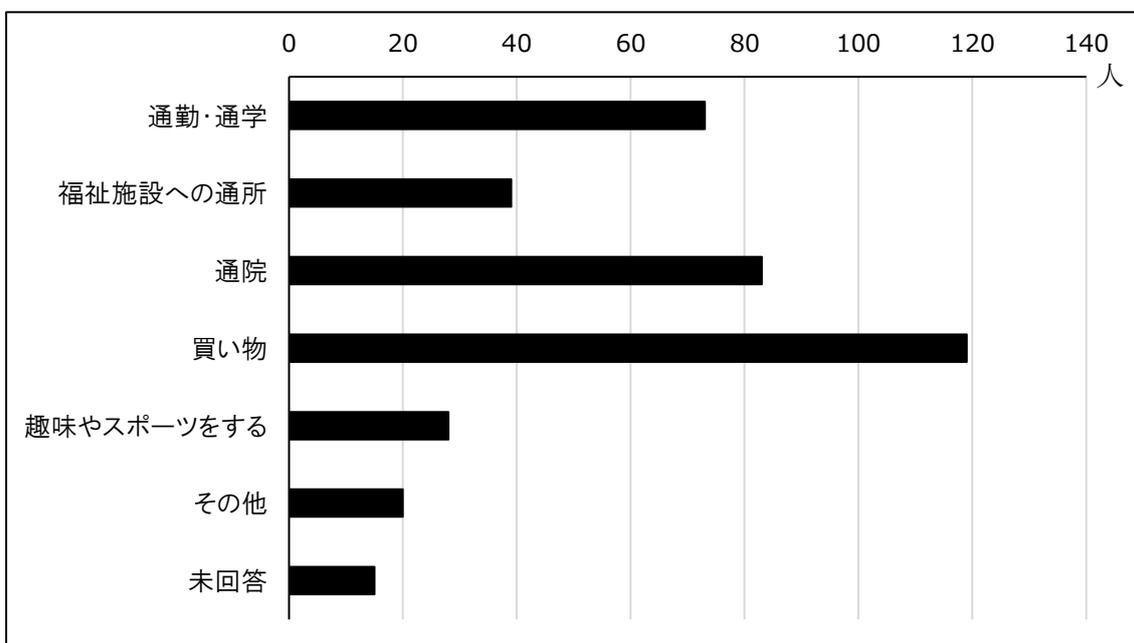


問6 あなたは、1週間のうちにどのくらい外出しますか。(単数回答)

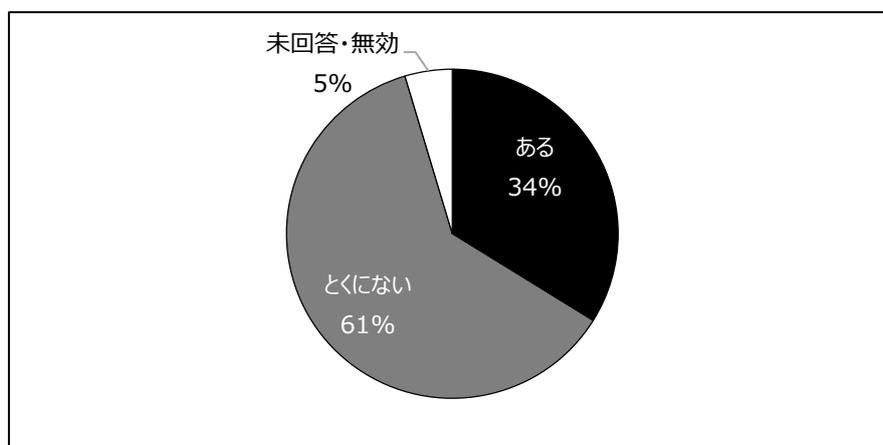


【問6で、「週に4日以上」または「週に1~3日」と答えた方】

問7 どのような目的で外出することが多いですか。(複数回答)



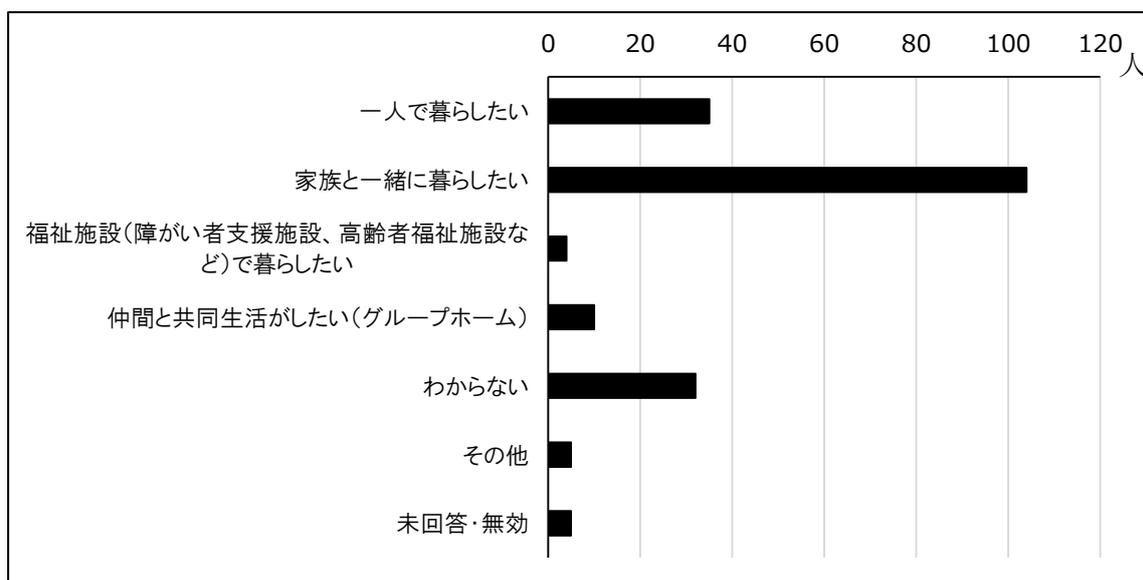
問8 外出する時に困ることはありますか。(単数回答)



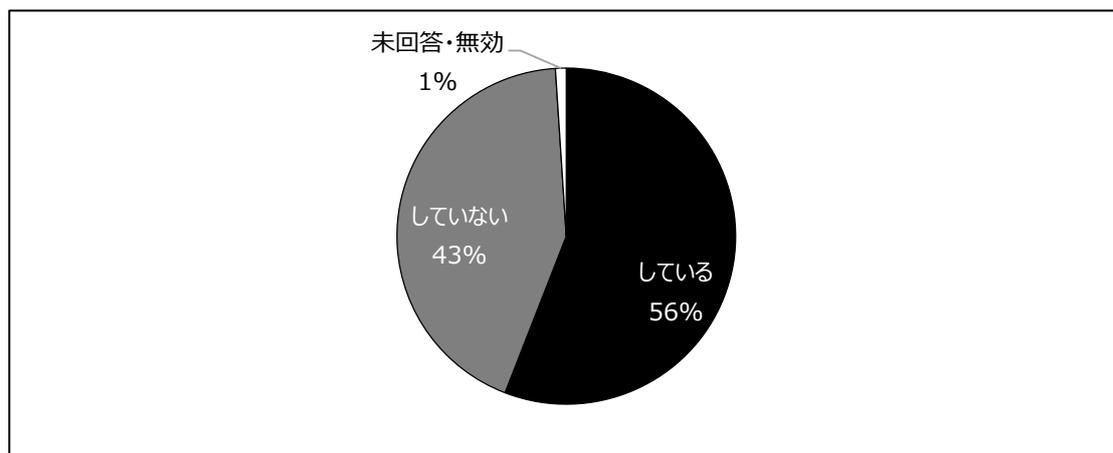
あると答えた方：それはどんなことですか。(自由回答)

- ・必ず介助者が必要 (8人)
- ・自家用車がない (8人)
- ・運転ができない (7人)
- ・突然具合悪くなることもある (5人)
- ・町内に公共交通機関が少ない (3人)
- ・自分の運転が危ない (2人)
- ・急な外出時の対応ができない (2人)
- ・人の多い場所が苦手 (2人)
- ・人の視線が気になる (2人)
- ・車の乗り降りに支援が必要
- ・障がいのため公共交通機関が利用できない
- ・お金がない
- ・必ず薬をもって外出しなければならない
- ・耳の障がいのため周りの音が聞き取りにくい
- ・スロープ、手すりがないと移動できない
- ・何を触っても手を洗いたがってしまう
- ・言葉が話せない
- ・買い物をした品物の袋詰めが1人ではできない
- ・体力、気力がない
- ・店員に声をかけにくい
- ・幻聴が聞こえる

問9 あなたは今後どのように暮らしたいですか。(単数回答)



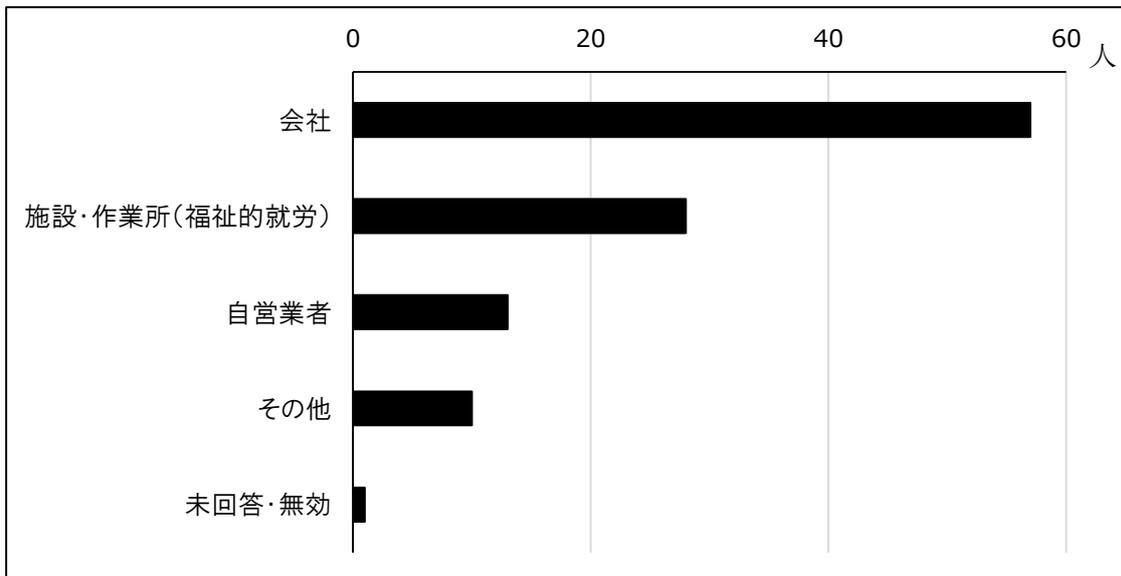
問10 あなたは、現在、仕事をしていますか。(単数回答)



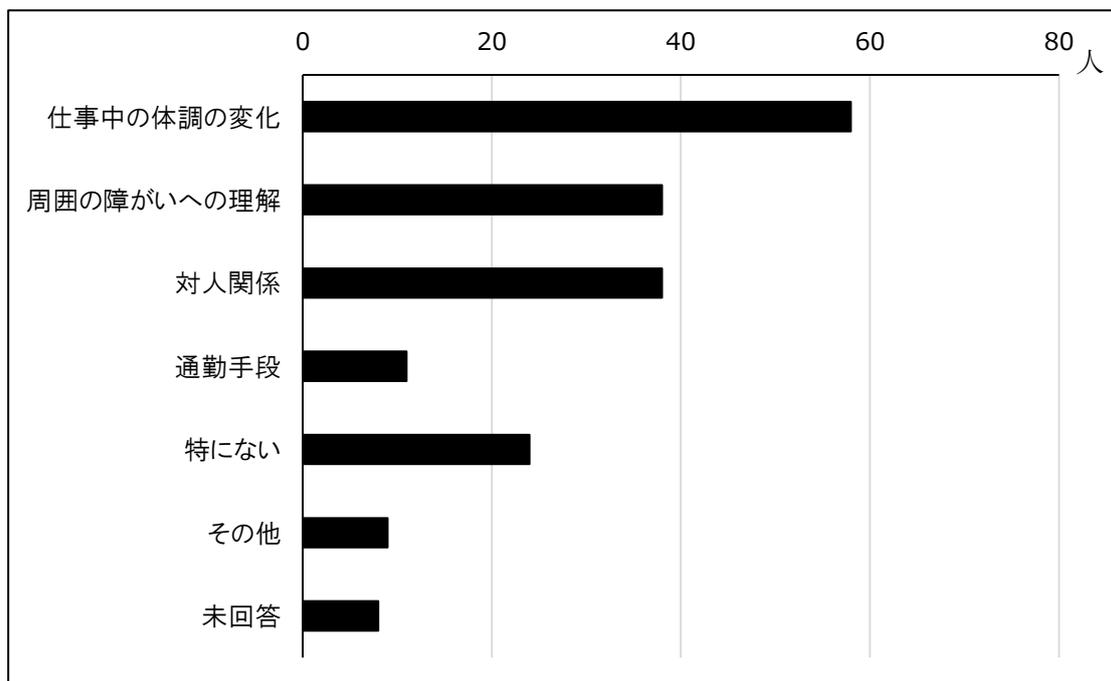
仕事をしている方は問11・問12に進む。

仕事をしていない方は、問13・問14へ進む。

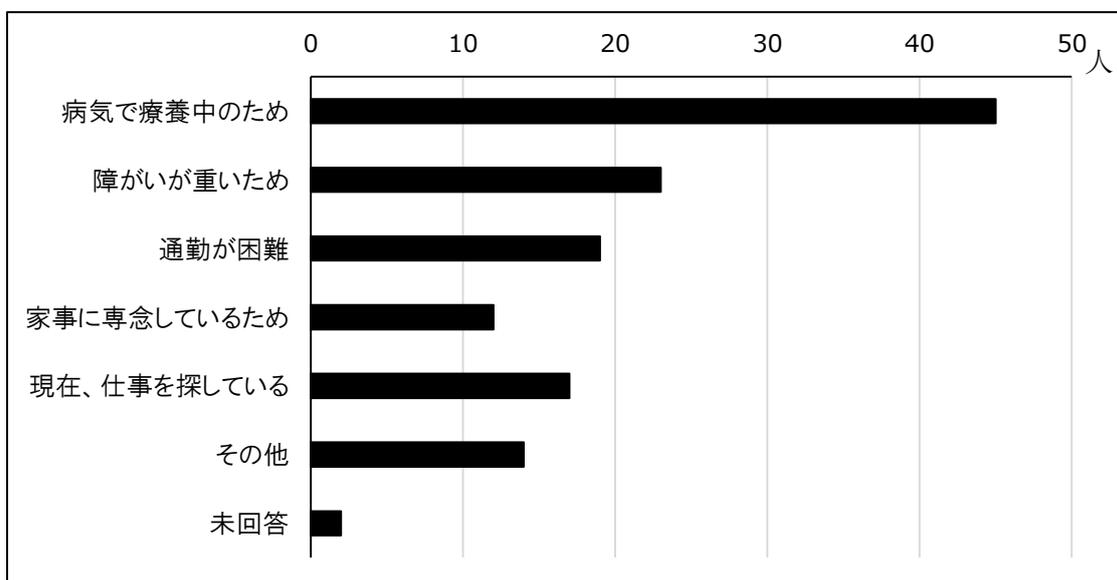
問 11 あなたは、どこで働いていますか。(単数回答)



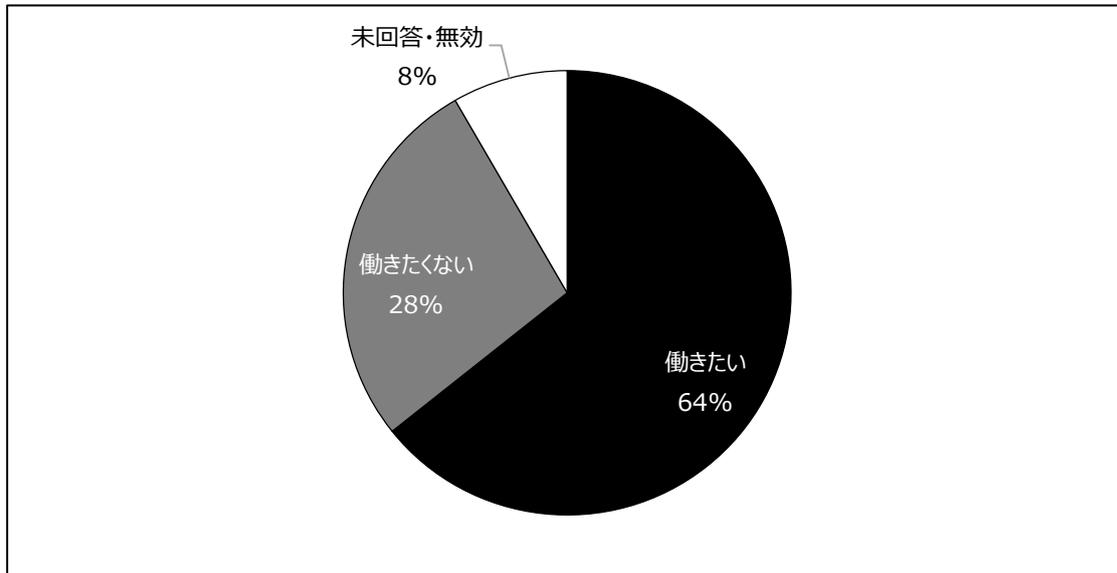
問 12 就労における不安は何ですか。(複数回答)



問 13 働いていない主な理由は何ですか。(複数回答)



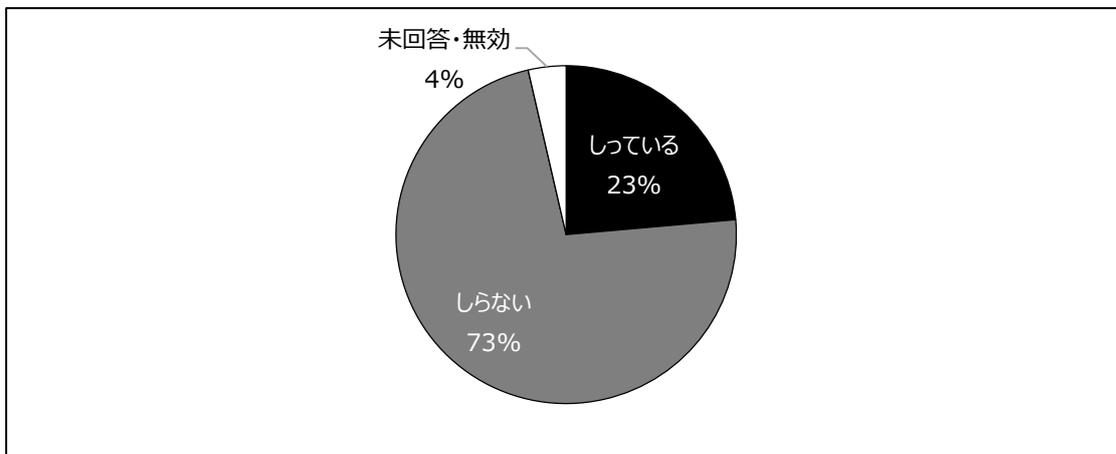
問 14 今後、働きたいと思いますか。(単数回答)



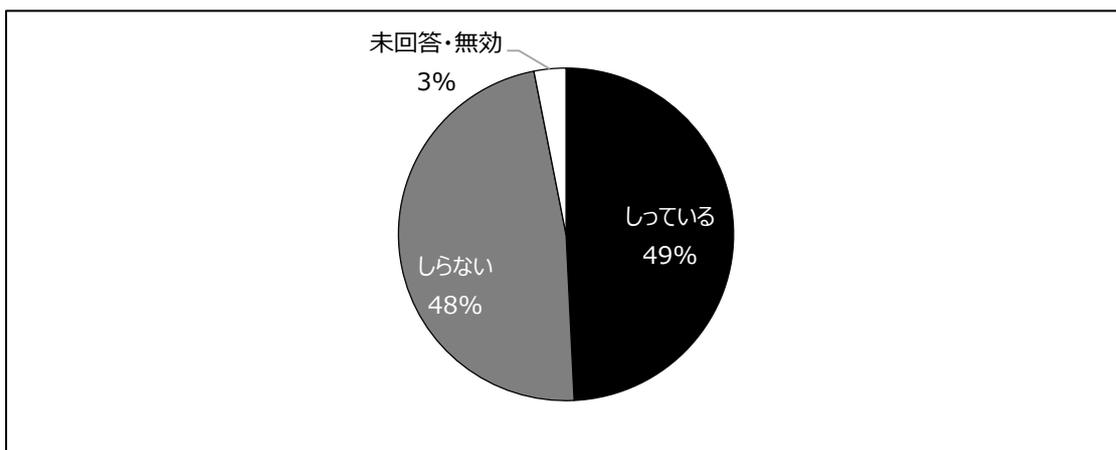
問 15 「障がい」に対する町民の理解を深めるためには、何が必要と思いますか。  
(自由回答)

- ・町広報誌やホームページ等に障がいに関する記事を掲載する (9人)
- ・障がいのある人とない人で交流ができる機会をもつ (7人)
- ・障がいに関する勉強会の開催 (5人)
- ・理解は難しいと思う (5人)
- ・障がいには様々な種類、特性があることを知ってもらう (4人)
- ・学生時代から障がいに関する教育をする (3人)
- ・障がい者に関するマークを周知 (2人)
- ・優しさと思いやり、助け合いの心をもつ (2人)
- ・町長や町の担当者が障がいを理解する (2人)
- ・同情はいらない。健全者と同じように接してもらう (2人)
- ・病気や事故等によって障がい者になることもあるため、明日は我が身という気持ちをもつ (2人)
- ・障がい者差別防止に関する周知
- ・障がい者虐待防止に関する周知
- ・町民運動会等のイベントに障がい者でも参加できるような環境
- ・障がいを知らないから色々と想像して「障がい者は怖い」と思う人がいる。とにかく、障がいについて知ってもらうことが必要。
- ・障がい者に限らず、一人ひとり違う個人であることを受け入れる
- ・子どもの時から、障がいのある人もない人も一緒に生活ができる環境づくり
- ・町の保健福祉課が障がい者個人の状況の把握に努めること
- ・自分の障がいについて気軽に発言できる環境をつくる
- ・点字ブロックや白杖を理解してもらう
- ・外見で判断しないこと
- ・障がい者が困っていたら、声をかけること
- ・障がい者が住みやすく、動きやすい街づくりをする

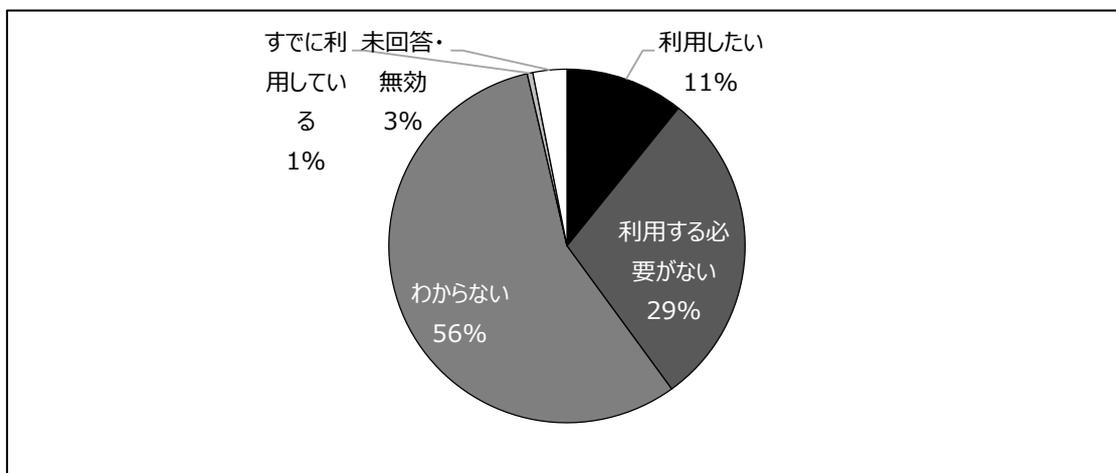
問 16 平成 24 年 10 月 1 日に障害者虐待防止法が施行されました。あなたは、この法律を知っていますか。(単数回答)



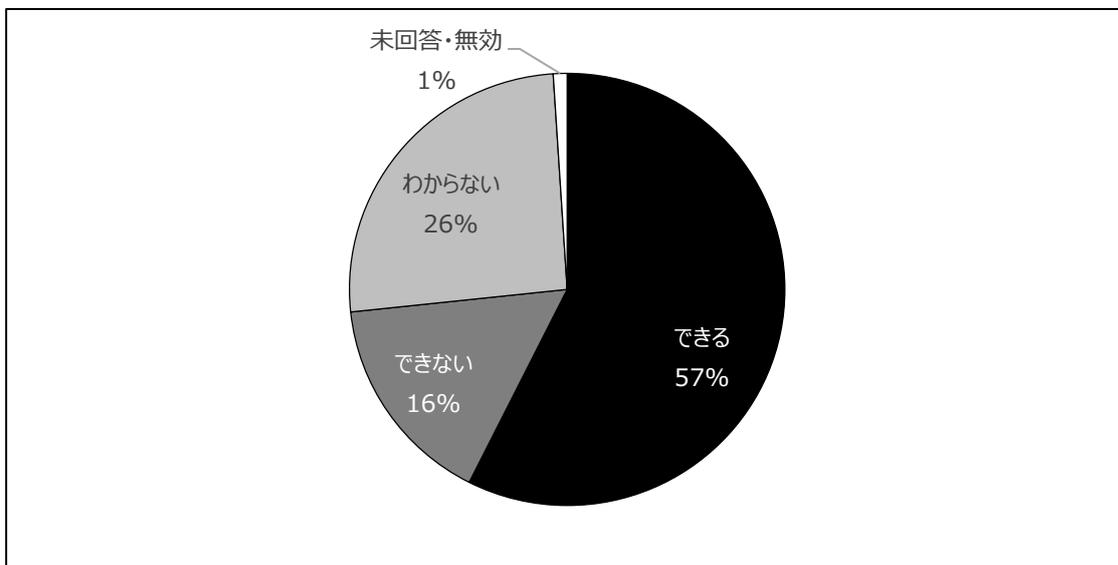
問 17 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(単数回答)



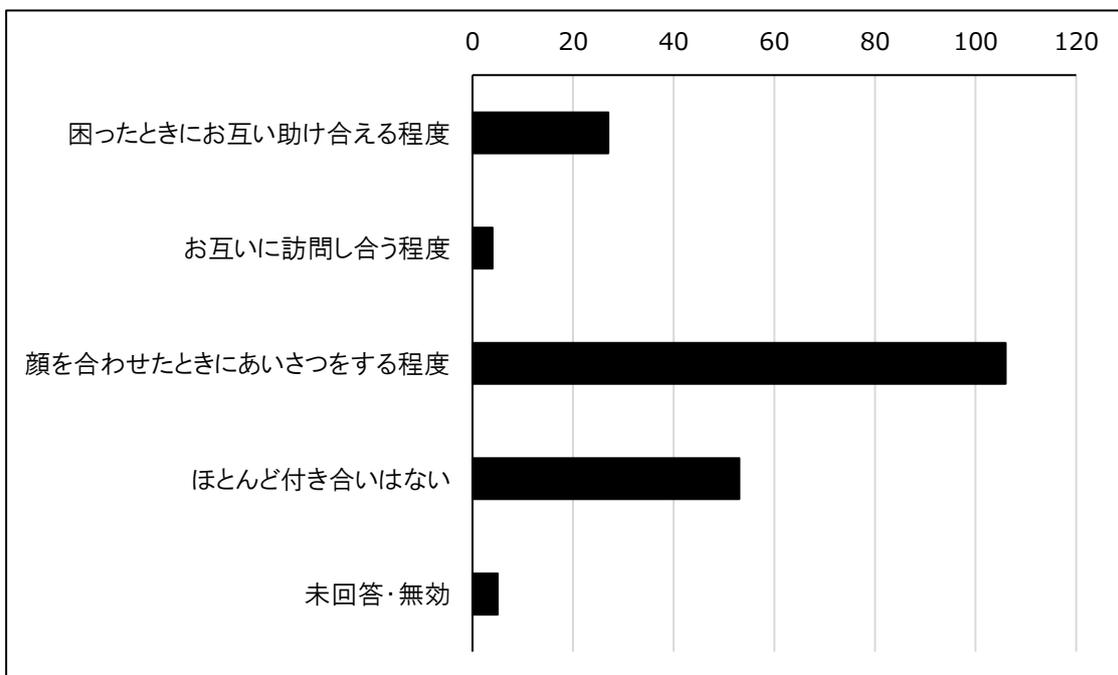
問 18 あなたは、上記の成年後見制度について、将来的に利用したいと思いますか。(単数回答)



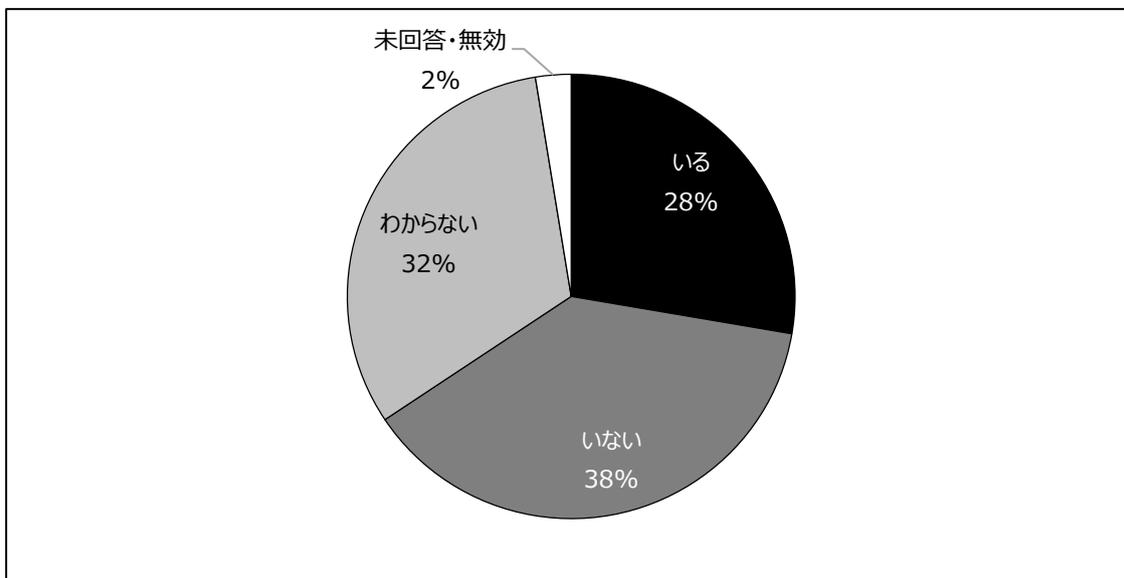
問 19 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(単数回答)



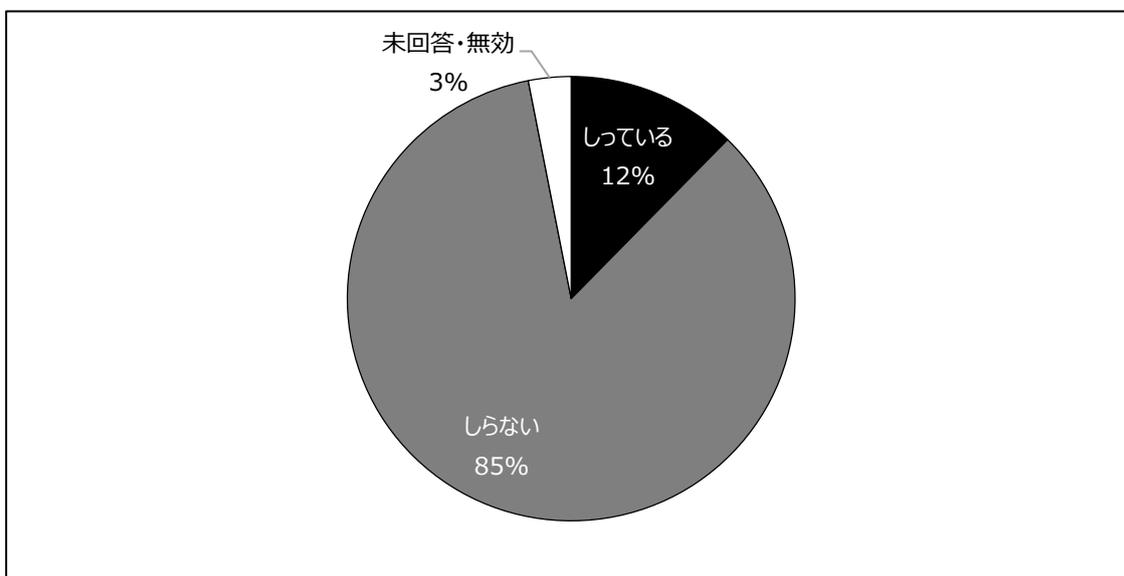
問 20 あなたは近所の方との程度のお付き合いがありますか。(単数回答)



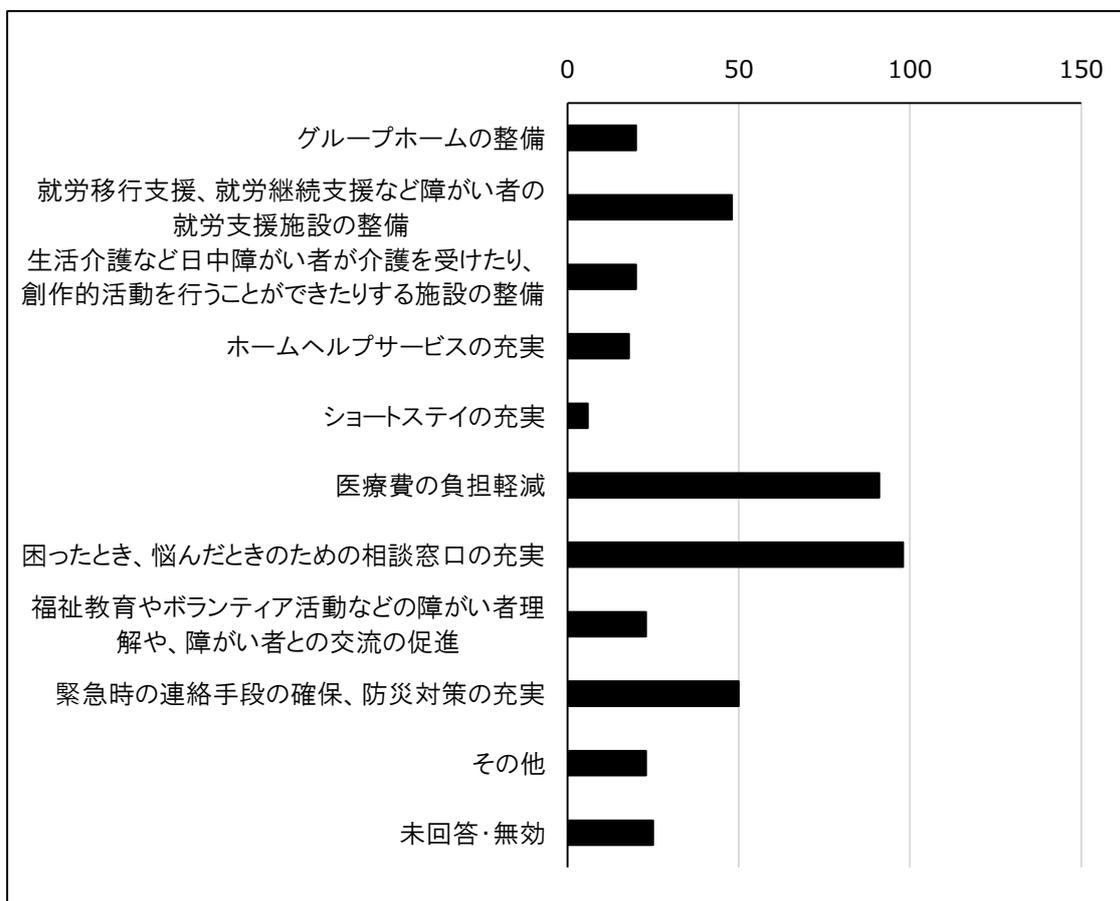
問 21 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(単数回答)



問 22 避難行動要支援者名簿をしていますか。(単数回答)



問 23 障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことをお答えください。  
 (複数回答3つまで)



### その他ご意見

- 障がい者が利用できる交通手段の充実 (7人)
- 障がい者雇用(環境)の充実 (3人)
- 金銭の支援 (3人)
- 道路の舗装を綺麗にしてもらいたい (2人)
- 税金の軽減 (2人)
- 補助金の充実
- 視覚障がい者への対応のための講演会
- 障がい者入所施設の新設
- 訪問看護サービスの充実
- 家庭にゴミ回収に来てくれるサービス
- 食料品の買い出しサービス

御代田町障がい福祉計画等策定委員名簿 (12名、敬称略、氏名五十音順)

所 属	氏 名	所 属 役 職 名
御代田町議会 総務福祉文教常任委員	井田 理恵	委員長
御代田町身体障害者福祉協会	岩崎 博	会長
佐久広域連合 障害者相談支援センター	内堀 綾美	身体障がい者 コーディネーター
小諸高原病院	大島 浩文	療育指導室長
社会福祉法人 小諸学舎	小松 敏幸	学舎長
(株) アカデミー 親子支援センターハンナ	笹田 夕美子	児童発達支援管理責任者 公認心理師
御代田町社会福祉協議会 やまゆり共同作業所	鷹野 由紀	管理者兼相談支援専門員
佐久公共職業安定所	土屋 栄	雇用指導官
佐久保健福祉事務所	藤澤 里美	健康づくり支援課長補佐兼 保健衛生第一係長
やまゆり家族会	町田 實	会長
長野県小諸養護学校	丸山 勝己	教頭
御代田町民生児童委員協議会	柳沢 充夫	会長

御代田町障がい者計画  
第6期御代田町障がい福祉計画・第2期御代田町障がい児福祉計画

発行年月日 令和3（2021）年3月

編集・発行 御代田町保健福祉課福祉係

電話 0267（32）6522

FAX 0267（31）2511

〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6